

中華人民共和国
経済法・企業法整備プロジェクト
終了時評価調査報告書

平成20年1月
(2008年)

独立行政法人国際協力機構
中華人民共和国事務所

序文

本プロジェクトは、2004年11月18日に JICA と中華人民共和国 商務部との間でプロジェクトの基本計画等の内容について討議議事録 (R/D) を締結し、開始しました。

このプロジェクトは、2001年の WTO への加盟以降、国際ルールと調和した制度・製作の整備に努める中国の急速に拡大する立法ニーズのうち、特に市場の中心主体である企業活動を司る法令に焦点をあて、会社法、独占禁止法、市場流通分野の立法に対応する中国で行なう初めての法整備分野の技術協力プロジェクトとして実施しました。

3年4ヶ月のプロジェクトの実施中、2006年1月には改正公司法（会社法）が施行され、また2007年1月には独占禁止法が制定されました。この間、起草、立法、執行過程を支援するため、訪日研修、研究会、セミナーの実施によるタイムリーな投入を行い、立法支援を行なってきました。また市場流通法分野に関しても、商業特許（フランチャイズ）経営管理条例等、多岐にわたる立法ニーズに応えるための投入を行ないました。

プロジェクト期間の終了前の2007年11月に終了時評価を実施した結果、本プロジェクトが、日本法の理解に基づいての公司法の改正や独禁法の制定が行われ、また市場流通法分野についても日本法への理解が条文に反映された商業特許（フランチャイズ）経営管理条例を始めとする各種法令が制定される等、当初の目的をほぼ達成することができ、同時に日中法律関係者の交流のきっかけを作ったと高い評価を得ることができました。また、独禁法の制定が予定より遅れたため未着手となった執行支援等の実施を目的に独禁法分野の延長が提言され、併せて拡大する立法ニーズの内、特に必要な分野を支援するための市場流通法分野での延長の検討も提言されました。

本報告書は、終了時評価調査の内容をとりまとめたものであり、今後の法整備分野の案件実施にあたり活用されることを願うものです。

ここに、本調査にご協力を賜りました内外の関係各位に対しまして深い謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成20年1月

独立行政法人 国際協力機構
中国事務所長 古賀重成

目次

序文

第1章	評価調査の概要.....	1
1-1	調査団派遣の経緯と目的	1
1-1-1	調査団派遣の経緯	1
1-1-2	評価の目的	1
1-2	調査団の構成と調査期間	1
1-3	対象プロジェクトの概要	2
第2章	評価方法.....	3
2-1	評価手順	3
2-2	調査項目	3
2-2-1	計画達成度	3
2-2-2	実施プロセス	3
2-2-3	評価項目ごとの分析	3
第3章	プロジェクトの実績.....	4
3-1	投入実績	4
3-2	活動実績	6
3-3	成果の達成状況	7
3-3-1	【公司法サブプロジェクト】	7
3-3-2	【独禁法サブプロジェクト】	7
3-3-3	【市場流通関連法サブプロジェクト】	8
3-4	実施プロセス	8
3-4-1	プロジェクトのマネジメント	8
3-4-2	活動の実施プロセス	9
3-5	評価5項目による評価結果（詳細 別添「評価グリッド」）	10
3-5-1	妥当性	10
3-5-2	効率性	11
3-5-3	有効性	11
3-5-4	インパクト(予測)	12
3-5-5	自立発展性(見込み)	12
3-6	プロジェクトの効果発現に影響を与えた要因	13
3-7	結論	13

3-8 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）	14
3-9 教訓（JICAに対する教訓）	15

別添資料

1. 調査日程.....	17
2. 面談議事録（2007年11月21日～11月27日）	19
(1) 全人代財政経済委員会との面談議事録（公司法）	19
(2) 最高人民法院との面談議事録（公司法）	24
(3) 証券監督管理委員会回答との面談議事録（公司法）	27
(4) 国务院法制弁公室との面談議事録（公司法）	32
(5) 商務部市場流通処との面談議事録（市場流通法）	36
(6) 商務部整頓規律弁公室との面談議事録（市場流通法）	47
(7) 全人代財政委員会との面談議事録（市場流通法）	51
(8) 全人代常務委員会法制工作委との面談議事録（公司法、独禁法）	58
(9) 国务院法制弁公室との面談議事録(独禁法).....	63
3. 協議議事録及び日中合同評価報告書（日本語）	69
4. 協議議事録及び日中合同評価報告書（中国語）	205

第1章 評価調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

1-1-1 調査団派遣の経緯

2004年11月18日に日本と中華人民共和国（以下「中国」という。）政府との間で署名された討議議事録（R/D）に基づき、中国商務部（以下「商務部」という。）を主要なカウンターパートとして2004年11月18日から3年間の中国経済法・企業法プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）が開始された（なお、プロジェクトは、2007年11月13日に締結されたR/Dにより、協力期間を2004年11月18日から2008年3月17日の3年4ヶ月に変更した。）。

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、技術協力を効果的に実施するために、プロジェクト管理手法としてプロジェクト・サイクル・マネジメント手法（以下、「PCM手法」という。）を採用している。本報告書は、PCM手法の一環として、プロジェクト協力期間の終了時点で実施された終了時評価の報告書である。

1-1-2 評価の目的

評価の目的は以下のとおりである。

- (1) 本プロジェクトの活動実績に基づき、計画の達成状況进行评估する。
- (2) 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から評価を行う。
- (3) 評価結果及び提言を、日本側評価団と中国側評価団員が合同評価報告書に取りまとめる。

1-2 調査団の構成と調査期間

評価調査はJICAが組織した日本側評価調査団と商務部が組織した中国側評価調査団とによる合同評価調査団により実施された。調査団のメンバーは以下のとおりである。

(1) 日本側評価調査団

総括（団長）	渡辺 雅人	JICA 中国事務所次長	
独占禁止法	田村 亮平	公正取引委員会事務総局 官房国際課 課長補佐	11月26日 合流
評価計画	大久保晶光	JICA 中国事務所所員	
経済法/評価分析	土生 瑛里	山口大学経済学部 経済法学科 大学院経済学研究科 准教授	

(2) 中国側評価調査団

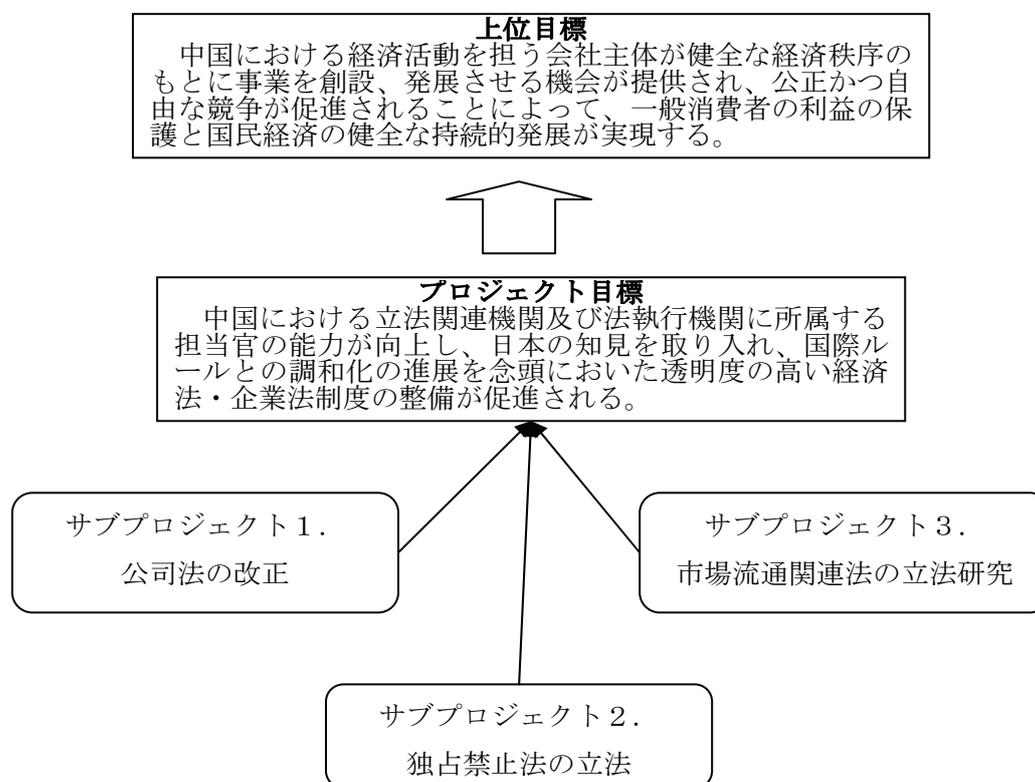
総括（団長）	呉振国	商務部条約法律司 副司長	
副総括	馮 岩	商務部条約法律司 市場流通法律処 副処長	
評価計画	趙莉莉	商務部条約法律司 独禁法調査弁公室	

(3) 調査期間

2007年11月18日から12月1日まで(14日間)

1-3 対象プロジェクトの概要

R/Dに記載された、プロジェクトの概要は以下のとおりである。



成果

【1】 公司法の改正：

(成果1) ①投資・起業促進、②会社の健全な経営、③株主・債権者の合法的権益を保護するメカニズム、④関連法との法的整合性の4点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

(成果2) 会社登記制度及び運用の枠組みが確立される。

(成果3) 改正公司法の立法趣旨に則った会社法執行体制が整備される。

【2】独占禁止法の立法：

(成果1) ①市場の支配的地位の濫用の防止、②過度の経済力集中につながる企業結合の防止、③価格法、不正競争防止法との調和、④独占禁止法の執行体制の独立性、⑤内資・外資の無差別的な取り扱いの5点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

(成果2) 成果1の立法趣旨等をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。

【3】市場流通関連法の立法研究：

(成果) 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

第2章 評価方法

2-1 評価手順

日本側、中国側双方による合同評価調査団は、過去のプロジェクト記録等の資料調査及びプロジェクト関係機関、プロジェクト実施活動における参加者への聞き取り調査等を行った。調査団は、PCM手法に基づく評価項目の観点から評価グリッドを作成し、プロジェクト全般にわたる分析、評価を実施し、最後に一部サブプロジェクトの延長ニーズおよび今後の継続ニーズについても確認を行った。

2-2 調査項目

2-2-1 計画達成度

R/D及びPDMの計画に沿ってプロジェクトの投入、成果が達成された度合を検証した。なお、成果の達成度合いについては、中華人民共和国独占禁止法の成立が当初予定より遅れたため、PDMに予定されていた活動のうち、一部が未実施の状態にあるため、終了時評価時点における成果までを評価の対象とする。

2-2-2 実施プロセス

プロジェクトの実施過程全般を見る視点であり、活動が計画通りに行われているか、また、プロジェクトのモニタリングやプロジェクト内のコミュニケーションが円滑に行われてきたかを検証する。

2-2-3 評価項目ごとの分析

(1) 妥当性

プロジェクトの目指している効果（プロジェクト目標及び上位目標）が、終了時評価時点で妥当かどうか、(中方の法整備ニーズに合致しているか、ターゲット・グループの選定は適切か、ターゲット・グループのニーズに合致しているか、ターゲット・グループ以外

への波及性はあったか、知識移転の手法は適切か、問題や課題の解決策として適切か、相手国と日本側の政策と整合性はあるか、プロジェクトの戦略・アプローチは妥当か、日方の知識ベース・経験の内容に優位性はあったか等)を検証する。

(2)有効性

実績を検証し、プロジェクト目標の達成が確実であるかどうか(成果の量と質が十分であったか、外部条件の影響はどの程度あったか、プロジェクト目標達成の阻害・貢献要因は何か等)を検証する。

(3)効率性

実績を検証し、成果の算出状況が適切かどうかを判断する。特に活動内容が十分であったか、外部条件の影響はどの程度であったか、活動の量・質、実施のタイミングは適切であったか、プロジェクトのコストと効果の関係において、日中双方の資源が有効に活用されていたかを検証する。

(4)インパクト(予測)

設定された上位目標の観点から、投入、活動の状況に照らしてプロジェクトの成果が効果的に発現しうるか、中方への立法・執行へのインパクトは見込めるか、阻害要因はあるかどうかを検証する。特に上位目標とプロジェクト目標の連続性、外部条件の満足度、その他生じた正負のインパクト等、様々な側面から検討する。

(5)自立発展性(見込み)

中方の政策・制度面、組織、法文化等の観点から総合的な自立発展性を検証する。

第3章 プロジェクトの実績

3-1 投入実績

投入実績の詳細は別添1(及び1-1、1-2)に示す。概要は以下の通りである。R/D及びPDMに記載された当初の投入計画及び終了時評価の時点までのおよそ3年間に実際に実施された実績は以下の通りである(一部2007年度末までに実施が確定している予定を含む)。

経済法・企業法整備プロジェクト投入実績(2007.10.11現在)

投入項目	投入計画(R/D及びPDMによる)	投入実績(2007年11月末現在)
日本側の投入		

短期専門家(研究会アドバイザー、セミナー講師)	学識経験者、関係各省より年間 15 名程度(各 1 週間程度)	公司法 : 56 名 独禁法 : 20 名 市場流通関連法 : 9 名 計 85 名 (延べ人数、中方講師も含む*1)
カウンターパート本邦研修	年間 10~15 名×3~5 課題	公司法 : 第 1 回 (2004 年 9 月) 7 名、第 2 回 (2005 年 3 月) 10 名、第 3 回 (2006 年 1 月) 10 名、第 4 回 (2006 年 8 月) 9 名、第 5 回 (2007 年 1 月) 11 名、第 6 回 (2007 年 7 月) 10 名、延べ 57 名 独禁法 : 第 1 回 (2004 年 10 月) 9 名、第 2 回 (2005 年 10 月) 10 名、第 3 回 (2005 年 11 月) 6 名、第 4 回 (2006 年 8 月) 10 名、第 5 回 (2006 年 12 月) 10 名、第 6 回 (2007 年 10 月) 10 名、延べ 55 名 市場流通関連法 : 第 1 回 (2005 年 8 月) 10 名、第 2 回 (2005 年 10 月) 5 名、第 3 回 (2006 年 9 月) 10 名、第 4 回 (2007 年) 10 名、第 5 回 (2007 年 6 月) 10 名、第 6 回 (2007 年 8 月) 10 名、延べ 55 名 計 167 名
コンサルタント	コンサルタント (会社法、独占禁止法・市場流通関連法、循環経済法、業務調整)	2005 年 5 月よりコンサルタント (株式会社日本開発サービス) が研究会開催及び訪日研修の受入等について日本側及び中国側との調整業務を実施。
その他	セミナー開催等の現地活動費	研究会開催等に必要経費 (研究会会場を除く) を適切に投入した。
中国側の投入		
カウンターパートの配置	カウンターパートの配置 下記の分野におけるカウンターパート ① 公司法 ② 独占禁止法 ③ 市場流通関連法	訪日研修参加延べ 167 名 (内訳上記) 研究会参加延べ 210 名 (内訳下記) 公司法 : 第 1 回 (2005 年 3 月) 4 名、第 2 回 (2005 年 7 月) 10 名、第 3 回 (2005 年 9 月) 18 名、第 4 回 (2005 年 11 月) 20 名、第 5 回 (2005 年 12 月) 6 名、第 6 回 (2006 年 3 月) 14 名、第 7 回 (2006 年 12 月) 13 名、延べ 85 名 独禁法 : 第 1 回 (2005 年 3 月) 8 名、第 2 回 (2005 年 6 月) 16 名、第 3 回 (2006 年 2 月) 14 名、第 4 回 (2006 年 8 月) 10 名、第 5 回 (2007 年 1 月) 9 名、延べ 57 名

		市場流通関連法：第1回（2005年3月）19名、第2回（2005年12月）20名、第3回（2007年1月）17名、第4回（2007年9月）12名、延べ68名 セミナー参加延べ248名（内訳下記） 公司法：第1回（2006年1月）15名、第2回（2006年7月）8名、第3回（2006年10月）76名、第4回（2006年12月）53名、第5回（2007年11月）96名、延べ248名。 ただし、企業関係者を除く。
土地、建物及び付帯設備	1. 専門家の執務室 2. 研究会、セミナー実施場所	中国側から研究会開催のための会場が提供された。 中国側からプロジェクト専門家の執務スペースが提供された。
その他	プロジェクト運営に必要な経費	

*1 謝金を支払った中方講師は、日方投入として計算した。

* 研究会、研修、セミナーの回数は通し番号とした。

日本人専門家及び中方カウンターパート等の人材の投入面並びに訪日研修員の受入れ人数等において、当初計画より多めの投入がなされている。サブ・プロジェクト毎に評価は異なるが、公司法サブ・プロジェクトにおいては、必要な投入が十分かつ適切に実施されており、成果の発現に有効に生かされている。独占禁止法サブ・プロジェクトについては、立法スケジュールの遅れという外部要因から、全ての成果の産出までに残された活動はあるものの、中方のニーズに適宜応える形で成果が漸次、発現されていることが観察できる。市場流通関連法については、中方の期待を上回る投入が十分に行われ、PDMにおける成果を上回る成果の発現があった。

3-2 活動実績

【公司法サブプロジェクト】

ほぼ計画通り活動が実施されている。2005年10月の改正公司法成立・公布を受けて、施行・執行に向けての活動が実施され、執行体制の整備が促進されている。

【独禁法サブプロジェクト】

独占禁止法の立法作業は当初計画より遅延し、2007年8月に成立・公布され、2008年8月より施行される予定である。全人代常務委員会での審議がプロジェクトの予定より1年近く遅れたことにより、後半に行う予定であった成果2、「独禁法執行機関の組織構築への提言」や「独禁法の執行に係る課題の特定と提言」については実施できていない。

【市場流通関連法サブプロジェクト】

当初計画で予定されていた活動はほぼ計画通り実施され、市場流通に関する日本法の包括的な紹介が行われ、研修教材が提供された。中国側の市場流通関連法のニーズはこれら活動の結果、日本でいうところの商法、商行為法、特定商取引法、無体財産権法、電子商取引法、各種事業法、信用取引法等、多岐にわたっていることが確認された。また中方のニーズに応じて、「循環経済法」についての活動も追加・実施された。

3-3 成果の達成状況

3-3-1 【公司法サブプロジェクト】

公司法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである（詳細は別添 2 及び 2-3 参照）

1) [成果 1]の達成状況

改正公司法は、2005 年 10 月に全人代において成立し、2006 年 1 月より施行された。別添 2 に見る如く、[成果 1]に列記された 4 項目は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において取り上げられ、日本法の内容の紹介、中国側草案についての討議、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および会社法の法理に対する理解は深まり、同 4 項目を意識した条文が組み込まれた改正公司法が成立している。従って[成果 1]は確実に達成された。

2) [成果 2]の達成状況

[成果 2]の会社登記制度および運用の枠組みの確立については、本プロジェクト C/P である商務部からの働きかけがあったものの、同分野の活動を主管する工商行政管理総局からの積極的対応がなかったため、投入が行われなかった。しかし、改正公司法の成立に伴って、同時期に企業法人登記管理条例の大幅な改正が実現し[成果 2] (1)の改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備促進は達成されている。[成果 2] (2)の会社登記実務の研修教材の整備は、上記外部条件が満たされなかったことにより、投入が行われなかった結果、達成されなかった。

3) [成果 3]の達成状況

[成果 3]の紛争解決及び違反行為へ対処する司法的解決メカニズムの促進については、司法部門としての最高人民法院の積極的な参加の成果が公司法の司法解釈に反映され、今後の執行体制の基礎作りに貢献した。従って、[成果 3]は達成された。

3-3-2 【独禁法サブプロジェクト】

独禁法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである（詳細は別添 2、2-1、及び 2-2 参照）

1) [成果 1]の達成状況

中華人民共和国独禁法は、2007 年 8 月に全人代において成立し、2008 年 8 月より施行

される。別添 2 に見る如く、[成果 1]に列記された 5 項目は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において取り上げられ、日本法の内容の紹介、中国側草案についての討議、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および独禁法の法理に対する理解は深まり、同 5 項目を意識した条文が組み込まれた独禁法が成立している。従って[成果 1]は確実に達成された。

2) [成果 2]の達成状況

[成果 2]の執行体制の構築と、透明性・公正かつ実効性ある運用については、全人代常務委員会での審議が予定より 1 年近く遅れたことにより、中国側 C/P の立法スケジュールに合わせて適宜活動スケジュールの修正が行われたため、プロジェクト後半に行う予定であった活動が実施されていない。今後は執行支援の活動について、協力期間を延長することによって残された活動を確実に実施すれば、[成果 2]は達成されると思われる。

3-3-3 【市場流通関連法サブプロジェクト】

市場流通関連法サブプロジェクトにおける PDM に記載された成果の達成状況の概要は以下の通りである(詳細は別添 2 及び 2-4、2-5、2-6 参照)

1) [成果]の達成状況

市場流通関連法について、「商業特許(フランチャイズ)経営管理条例」が 2007 年 5 月 1 日より施行され、関連管理弁法として「商業特許(フランチャイズ)経営届出管理弁法」と「商業特許(フランチャイズ)経営情報開示管理弁法」も同日、施行された。加えて、「小売業者と納入業者の公平管理規則」が 2006 年 10 月に、「小売業者の販売促進行為の管理規則」が 2006 年 9 月に公布された。別添 2 に見る如く、[成果]「立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見の蓄積」は、プロジェクト活動(研究会、セミナー、訪日研修)において日本法の内容の紹介、中国側条文についての討議、日本側からの提言などが行われている。活動参加者の日本法および市場流通関連法の概要・種類・分類に対する理解は深まり、その成果が条文に体现された関連法が成立している。従って本サブプロジェクトの[成果]は確実に達成された。

3-4 実施プロセス

3-4-1 プロジェクトのマネジメント

プロジェクトは、中国側関係機関、日本側の JICA 及びプロジェクト業務の調整業務を委託されている株式会社日本開発サービス(以下、「JDS」という。)との間で日常的に打合わせを行う等、日本側と中国側カウンターパート機関が良好なコミュニケーションを図っており、プロジェクトの進捗状況の把握と問題点に対する対処を実施してきた。

プロジェクトでは解決できない事項や新たな課題が生じた場合などについては、合同調整委員会において議論を行う体制になっており、プロジェクトのモニタリング・システムは

有効に機能したと言える。

公司法サブプロジェクトについては、日本側の専門家を中心とした国内支援委員会が公司法に関連する専門的な課題への対処、セミナー・研究会・訪日研修について無駄のない活動を展開した。特に日本側専門家は成果の実現のために多大な努力をした。

日本側専門家からは、全てのサブプロジェクトを横断的に見渡し、サブプロジェクト間の連絡・コミュニケーションを図るメカニズムの確立を要望する声もあった。

全体としては、JDS の調整能力がプロジェクト進捗とともに向上したため、活動のスムーズな実施が可能となった。

中間評価においては、プロジェクトの進捗が中国側立法スケジュールのニーズに合わせて調整されたが、その後に新たな活動が追加されたため、PDM の修正が間に合わず、終了時における活動と成果に若干の乖離が生じている。

3-4-2 活動の実施プロセス

1) 第1回合同調整委員会(2005年5月25日)において計画打ち合わせ(R/Dに基づく活動実施状況と活動計画の確認)が行われた。

2) 第2回合同調整委員会・中間評価調査(2005年12月26日)において実施計画及び実施状況の中間評価が行われ、プロジェクト後半に向けた活動計画についても報告と確認が行われた。

3) 第3回合同調整委員会(2006年3月3日)において実施計画及び実施状況、次年度の活動計画についての報告と確認が行われた。

4) 第4回合同調整委員会(2007年3月14日)において実施計画及び実施状況、次年度の活動計画についての報告と確認が行われた。

5) PDM上は当初計画(前提条件、投入、活動、成果、外部条件、指標)に対する変更はなされていないが、実際には外部条件の影響によって一部サブプロジェクトには投入・活動の未実施、一部活動の進捗の遅れ、あるいは活動の追加があった。

6) 実施体制の変更の有無

2005年5月より商務部及び中国側関係機関、日本側協力機関、JICAの間の業務調整をJDSが実施している。

主要なC/Pである商務部を中心に、サブプロジェクト毎に法案の改正・制定のスケジュールに合わせて参与機関からターゲット・グループを選定する体制に変更はない。

7) ターゲット・グループとの関係

【公司法サブプロジェクト】

全人代常務委員会における草案審議の本格化に伴い、公司法改正作業の中心が国务院法制弁公室から全人代へ移った。これに伴い、プロジェクトの実施にあたって、参与機関が国务院法制弁公室から全人代関係者にシフトした。改正公司法成立後は、活動

の焦点が執行支援に移ったため、ターゲット・グループが全人代関係者から執行を担当する最高人民法院、商務部、証券監督管理委員会にシフトした。

【独禁法サブプロジェクト】

法案審議のスケジュールの関係から、商務部をメインの C/P としつつ、全人代（常務委員会・法制工作委員会、財政経済委員会）、国务院法制弁公室（工業交通商事法制司）、国家工商行政管理総局等の参与機関をターゲット・グループに含めている。独禁法成立後の執行機関が最終的に定まっていなかったため、延長期間においては商務部が全ての可能性のある執行部門の参加を呼びかけることとする。

【市場流通関連法サブプロジェクト】

本サブプロジェクトは、「都市商業網点管理条例」及び「外商事投資賃貸業（ファイナンス・リース）管理規則」等の法律、行政規則、及び部門規則等の経済活動法に関連する日本法の包括的な紹介等の活動を行っており、引き続き商務部をメインの C/P としつつ、他法令との整合性の観点から全人代（常務委員会・法制工作委員会、財務経済委員会）、国务院法制弁公室等の関係者をターゲット・グループに含めている。

3-5 評価 5 項目による評価結果（詳細 別添「評価グリッド」）

3-5-1 妥当性

以下の諸点から、本プロジェクトは妥当なものであったと判断される。

1) 中国の開発政策及び日本の援助政策の両方に合致している。

(i) 中国は国家目標として 2010 年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を掲げており、第 10 期全国人民代表大会立法計画（2003～2007 年）において、今回の対象法例である公司法、独占禁止法が緊急性のある第一類に分類されている他、市場流通関連法分野については、WTO 加盟議定書の履行期限が迫っている。

(ii) 中国の政治・経済・社会情勢の変化を踏まえて、2001 年 10 月に外務省が策定した『対中国経済協力計画』の重点分野・課題別経済協力指針の一つに「法の支配や行政における透明性・効率性の向上」を含む「改革・開放支援」が位置づけられた。この方針を踏まえて JICA は 2002 年 3 月に「民間提案型プロジェクト形成調査（民間活動への支援）」を実施し、経済関連法の立法作業や法曹関係者の人材育成に対するニーズが高いことを確認している。

2) C/P メンバーを含む立法過程に関わる人材の知識と能力を向上させることは主要な法律の早期制定を目指す中国政府のニーズに合致していたとともに、日本法の立法から執行に至る包括的な紹介と日本の代表的な判例の紹介等について、プロジェクト事前調査で政府関係者から要請があったことはプロジェクトが中国側のニーズに合致していたことを示す。

3) 本プロジェクトは研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入れを通じて立法・審議及び法令の適用・執行にかかる中国側関係者に対し、草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行った。本プロジェクトにおいて採用した「比較法研究」型手法は起草から立法化過程まで全てのプロセスについて中国側の法律専門家の理解を深めることを通じて、中国の現状に合致した法律が策定され、中国の人材育成に貢献する点で適切だった。

全体として、本プロジェクトは中国側の高いニーズに確実に応えており、妥当性は高い。

3-5-2 効率性

本プロジェクトは投入と活動のタイミング・規模が概ね適切であったことから、効率性はほぼ確保されたと判断できる。投入については、公司法サブプロジェクトにおいて日本側専門家の負担の大きさが目立つが、その他の活動については適切かつタイミング良く実施された。

急ピッチで進む中国側の立法ニーズに対して、本プロジェクトにおいては JICA の案件採択が異例のスピードで実現し、全人代の立法計画及び関係機関の立法・執行ニーズに合わせた活動がタイミング良く開始されたため、本プロジェクトの効率性を高めることに大いに貢献した。その一方で、公司法の公開セミナーの開催については、双方の日程調整が難航したことから予定していたセミナーが開催されなかったこともあるが、その他のサブプロジェクトを含め、全体としての効率性は高いと考えられる。

公司法サブプロジェクトについては、案件開始直後に改正公司法が成立したため、立法支援から執行支援に重点を置く活動に機動的にシフトした点は、効率性を高める要因となった。独禁法サブプロジェクトについては、最も重要な立法作業の終盤に中方のニーズに即した投入が集中的に行われ、効率性を極めて高いものとした。市場流通関連法サブプロジェクトについても、中方のニーズに逐次応える形で投入が行われ、「循環経済法」に関する活動が追加されるなど、効率性の高いプロジェクト運営が成された。

3-5-3 有効性

プロジェクト目標の達成状況及びプロジェクト目標と成果の関連から見て、プロジェクトの有効性は相当に高いと判断できるものの、独禁法の制定が遅延するという当初予想されていなかった外部条件へ対応するため、プロジェクトの一部（独禁法執行支援）が実施されなかった。この点については、すでに中間評価時点で明白になっており、その時点で PDM が変更されるべきであったと思われる。

プロジェクトは、プロジェクト目標の達成に向けて順調に進捗している。当初設定された外部条件「実施機関及び参与機関により、C/P 職員が配置され続ける」については、中国

側の担当者に変更はあったものの、的確な引き継ぎによってプロジェクトは問題なく進捗した。

プロジェクト目標と設定された成果は適切に関連し、成果に過不足はなかった。全体を通じて、プロジェクトの中国側参加者の満足度は高く、ニーズに的確に応えることができた点で有効性は高い。

3-5-4 インパクト(予測)

公司法は2006年1月にすでに施行され、独占禁止法についても2007年8月に公布、2008年8月より施行される予定である。市場流通関連法については、小売業に関する商務部規則が公布され、さらなる立法作業が進捗している。これらは上位目標達成に向けた成果であり、プロジェクト実施によるインパクトが発現しはじめたといえる。

本プロジェクト実施に当たって、日本の対中経済協力計画の援助重点分野の一つである「民間活動への支援」を強く意識して、中国で活動する日本企業向けに本プロジェクトに関連する法律の公開セミナーと意見交換会が実施された。また、個別法分野については、日本企業の問題意識を広く参照したことから、本プロジェクトは新たな角度からインパクトを発現した。

妥当性の項で述べたように本プロジェクトは「比較法研究」型手法を採用し、起草から執行までの全プロセスにおいて中国側の法律専門家に各分野の法の意義を深く理解する契機を与え、中国側から高い評価を受けた。その結果、日本法への中国側の理解が浸透し、それまで、欧州大陸法、英米法中心に行われてきた中国側の比較法検討に大きな転換点を与えた。本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委员会、財政経済委員会、国務院法制弁公室、最高人民法院、証券管理監督委員会等からは、本プロジェクト実施以前は限られた翻訳資料を入手して細々と日本法の検討が行われており、その他に生きた日本法と接する機会がなかったが、本プロジェクトが日本法の検討と理解を大きく前進させる契機となったこと、中国の市場経済化過程における立法・執行に大きく寄与したこと、継続的な日中法制協力が望まれること等が言及され、本プロジェクトのインパクトは大きかったといえる。

訪日研修、セミナー、研究会における中国側参加者は、活動終了後に所属する各機関内において、報告書の作成、研究報告、論文発表を行うなど、実施された知的協力に波及効果をもたらしている。

3-5-5 自立発展性(見込み)

政策面、組織面、人材面の観点から、自立発展性については以下の点が指摘できる。

政策面では、中国政府が経済活動に係る立法・改正作業を引き続き優先課題としていることから自立発展性は高いと考えられる。

組織面では、C/P 機関である商務部が本プロジェクトを通じて、中国側他機関への影響力を確立し、省庁横断的なリエゾン能力を引き続き発揮している。商務部を通じて参加した参与機関同士のコミュニケーションツールも確立され、今後も法整備分野における調整能力は継続して高まることが予見される。

インパクトの項でも述べたように、本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委员会、全人代財政経済委員会、國務院法制弁公室、最高人民法院、証券監督管理委員会等からは、本プロジェクト実施によって日本法の包括的な検討と理解を深めたこと、日本からの法制度整備支援の継続を強く望まれたことなどからも、今後の自立発展性が高いことがうかがわれる。

法整備における立法・執行協力というものは、関連する各法分野への波及効果が高いことから、本プロジェクトを契機に他の多くの法分野への協力ニーズが顕在化している。法整備分野の特徴であるが、自立発展性が高まれば高まるほど、さらなる法制協力へのニーズが発現するため、プロジェクトの延長も含め、本分野における JICA の継続的な協力スキームへの取り組みが急務である。

人材面では、C/P および参与機関のメンバーが引き続き、関連部署において能力を発揮するとともに、協力開始時に比べてより高い地位においてプロジェクトに関与を続けている点は、今後の自立発展性に大きく貢献するものと思われる。

3-6 プロジェクトの効果発現に影響を与えた要因

既に述べられているとおり、実施プロセスの面では公司法改正、独占禁止法、市場流通関連法の制定・改正が中国政府の重要な目標として位置づけられ、全人代の立法計画に則って中国側が着実に活動を実施してきたことは、全体としてプロジェクトの効果発現に予見性を与え、貢献したといえる。

加えて、商務部 C/P メンバーの知見蓄積と参与機関に対する調整能力の発揮は、本プロジェクトにおける効果発現に大きく貢献したといえる。

またプロジェクト後半においては、JDS の業務調整能力が向上し、活動のスムーズな実施に貢献した。

3-7 結論

プロジェクトの実施によって、下記のような成果が達成された。

- 1) 改正公司法は2006年1月に施行され、関連する法律・法規の改正も実施された。また、独占禁止法も2007年8月に公布、2008年8月より施行される予定である。市場流通関連法に関しても関連する法律・法規が成立・改正されており同国における立法計画が着実に実施された。
- 2) 本邦研修や現地セミナー、研究会等における公司法、証券法、独占禁止法、市場流通関連法に関する内容検討、関連法令に関する知見の集積、法案審議過程における助言、参与機関との関連法案に関する共通理解の土台の構築を通じ、中国における参加メンバーの各分野における法律への理解と立法・執行能力が向上した。
- 3) 破産法や会社登記条例等、関連する法律・法規の制定・改正作業が確実に実施された。
- 4) 日本法への中国側の理解が浸透し、それまで、欧州大陸法、英米法中心に行われてきた中国側の比較法検討に大きな転換点を与えた。本プロジェクトの参与機関である全人代法制工作委員会、全人代財政経済委員会、国務院法制弁公室、最高人民法院、証券監督管理委員会等から継続的な日中法制協力について強い要望が寄せられ、日中法制協力の新たな展開の契機をもたらした。

結論として、「比較法研究」型手法を採用したことにより、起草から立法化過程までの全プロセスにおける中国の行政官、執行官及び法律専門家の参加が能力向上にもつながったことから、本プロジェクトを実施した意義は大きい。更なる成果達成に向けて実施すべきことは次項に示す。

3-8 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

1) 独禁法サブプロジェクトについて

立法作業の遅れによって、プロジェクト期間中に独占禁止法サブプロジェクトの[成果2]、の達成が困難なところ、プロジェクト期間を2009年11月17日までの2年間延長することが必要となる。延長期間において、日中双方は、中国の独占禁止法執行機関および関連する参与機関、司法関係者の同法に対する理解と執行能力を向上させる活動に注力すべきである。

なお、終了時評価時点で「延長期間中の活動計画」まで詳細に議論できなかった点に関しては、改めて双方で議論をする機会を持つことが必要である。

①中国側が実施すべき方策

独占禁止法の執行について、国務院の決定等に関する公開可能な情報を日本側に提供し、執行支援に関する協力延長の枠組みを早期に確立すべきである。

②日本側が実施すべき方策

独禁法サブプロジェクトの残された活動が適切なタイミングで継続されるために、JICAは、日中双方の関係者間の意思疎通を確実に図り、きめ細かなフォローを実施すべきである。

2) 市場流通関連法サブプロジェクトについて

市場流通関連法については所期の成果を達成したものの、市場主体、市場行為、市場秩序、市場モニタリング等で構成される市場流通法体系全体において、中国側の立法ニーズは拡大している。プロジェクト期間中に全て対応することが困難であった一方、自動車流通や商事取引条例等早期に制定しなくてはならない法令もあるため、中国側は延長して協力を行うことを強く希望した。本分野に関し、日本側が国内関係機関と協力の延長の可能性について検討することを提言する。

3-9 教訓（JICA に対する教訓）

- 1) 本プロジェクトで作成された日本法に関する翻訳教材や判例解説等は、今後の立法・改正作業に従事する若手人材の知見蓄積にも活用が可能であり、起草・立法・普及のプロセスに貢献する可能性があり、有効である。全ての法整備プロジェクトにおける共通の理解であるが、関連資料の正確な翻訳は、法文の定義規定が立法技術上の要とされることから、地味でありながらプロジェクトの最も重要な活動とされる。今次プロジェクトにおける資料翻訳予算の確保は、これまでに実施された類似案件における問題意識・提言を確実に反映したものであり、高く評価できる。
- 2) 訪日研修における教材については参加者の事前準備のため、早めに配布し、予修期間を確保することが、短期研修における効率性を高めるうえで必要である。
- 3) 中国における法整備は、5年ごとに公表される全人代の立法スケジュールに則って整然と行われる。同立法計画は公表された時点から着手され、開始時点から5年間で法令の改正・立法の全プロセスが終了しなければならないため、法整備支援協力には柔軟性とスピード感が求められる。今次プロジェクトのみならず、法制協力分野全般において、日本での案件採択から実施にかけて一定の時間を要することがタイムリーな協力を阻害する要因となっている。立法計画の全容が決まった時点から案件形成に着手し、採択までの通常プロセスを実施すると、案件採択時にはニーズそのものがなくなっている可能性が高い。ドイツ、EU、世銀、ADBをはじめとする支援機関は、法整備分野の協力においては、特定され

た単体法の支援というよりも、法分類（行政法、民事法、経済法など）毎に大枠のみを示すという柔軟な支援スキームを採用しており、当該法分野内における多様なニーズに機動的に対応できる体制を整えている。過去に JICA が実施した類似案件についても同様なスキームが採用されており、本分野における協力については、柔軟かつ迅速なファスト・トラック採択のしくみを確立することが望ましい。

4) 全ての法整備支援プロジェクトにおいて業務調整の役割はプロジェクトの成功を左右する要である。業務調整を担うコンサルタントあるいは専門家は、個別単体法の深い理解は必要とされないものの、日本及び相手国の立法政策、立法プロセス、立法スケジュール、立法技術について幅広い知識を求められると同時に、相手国の法の執行体制、執行機関のガバナンスの実態、人材配置を含め、法整備を巡る周辺環境全般についての専門的情報を収集し、個別単体法の支援を実施する学識者、専門家に適切な情報をインプットしつつ、複雑な業務調整を確実に実施することが求められる。

5) 中国の法整備支援協力ニーズは多岐多様であり、同国の日本の貢献に対する期待も大きい。本分野における日本の協力は、世界経済の中の中国の位置づけを鑑みると、中国国内のみならず、中国で活動する日本の企業を始めとする世界各国の企業に対するインパクトも大きい。日中両国の通商及び経済関係が緊密化する中で、法律分野での交流は益々重要性を増している。日本として、中国に対する法整備協力のあり方に関して、長期的計画を策定した上で、今後の継続的協力の検討を行う必要がある。

6) 法整備分野プロジェクトについて、他の類似プロジェクトの終了時評価にも言及されているが、従来の PCM 手法に基づく DAC5 項目を用いた案件評価では正確な評価を実施しにくい。今後は、他の援助機関が適用している評価手法(例：リーガル・インパクト・アセスメント)や評価指標の検討を含め、同分野の評価体制・方法論を研究・確立する必要がある。

7) 法整備支援案件については、法律の専門能力を持つ長期専門家が常駐し、プロジェクト全体を横断的にマネジメントするなど、安定かつ一貫性のあるプロジェクト運営に携わることが望ましい。

以上

別添資料

1. 調査日程

2. 面談議事録（2007年11月21日～11月27日）

- （1）全人代財政経済委員会との面談議事録（公司法）
- （2）最高人民法院との面談議事録(公司法)
- （3）証券監督管理委員会回答との面談議事録（公司法）
- （4）国务院法制弁公室との面談議事録（公司法）
- （5）商務部市場流通処との面談議事録（市場流通法）
- （6）商務部整頓規律弁公室との面談議事録（市場流通法）
- （7）全人代財經委員会との面談議事録（市場流通法）
- （8）全人代常務委員会法制工作委との面談議事録（公司法、独禁法）
- （9）国务院法制弁公室との面談議事録(独禁法)

3. 協議議事録及び日中合同評価報告書（日本語）

4. 協議議事録及び日中合同評価報告書（中国語）

1.調査日程

日	月日	曜	内容
1	2007-11-18 00:00	日	[移動] 成田→北京<土生団員>
2	2007-11-19 00:00	月	9:00-12:00 団内協議 <土生団員、小島団員、大久保団員、陸職員、JDS>
3	2007-11-20 00:00	火	10:00-12:00 商務部条約法律司独禁法処(公司法、独禁法、信用制度)
4	2007-11-21 00:00	水	10:00-12:00 全人代財政経済委員会(公司法) 14:00-16:00 最高人民法院(公司法)
5	2007-11-22 00:00	木	10:00-12:00 証券監督管理委員会(公司法) 14:00-16:00 国務院法制弁公室(公司法)
6	2007-11-23 00:00	金	10:00-12:00 商務部条約法律司市場流通処(市場流通関連法) 14:00-16:00 商務部整規弁公室(市場流通関連法)
7	2007-11-24 00:00	土	資料整理
8	2007-11-25 00:00	日	資料整理
9	2007-11-26 00:00	月	10:00-12:00 全人代財政経済委員会(市場流通関連法) 団内協議 [移動] 成田→北京<田村団員>
10	2007-11-27 00:00	火	10:00-12:00 全人代法制工作委員会(公司法、独禁法) 14:00-16:00 国務院法制弁公室(独禁法)
11	2007-11-28 00:00	水	資料整理
12	2007-11-29 00:00	木	10:00-11:30 商務部(呉振国副司長との協議) 14:30-17:00 商務部との協議(MM案等)
13	2007-11-30 00:00	金	11:30-12:30 合同調整委員会 MM署名
14	2007-12-1 00:00	土	[移動] 北京→成田 <土生団員>
15	2007-12-2 00:00	日	政法大学、对外経済貿易大学聞き取り<田村団員>
16	2007-12-3 00:00	月	[移動] 北京→成田 <田村団員>

2. 面談議事録 (2007年11月21日～11月27日)

(1) 全人代財政経済委員会との面談議事録 (公司法)

日時：11月21日 (水) 10:00～12:00

場所：人民公会堂賓館会議室

参加者：(日本側) 土生先生、大久保主管、三浦、三沢、劉 (通訳)

(中国側) 全人代財政経済委員会 鐘真真副巡視員、他3名

商務部条約法律司 崔書鋒

中方：本日は訪日研修などに参加した者が出張中だ。独禁法研修で参加した2名が参加している。

日方：まず JICA の終了時評価の目的の説明をする。技術協力では評価を行う。中国では30のプロジェクトを実施中。まず、事前調査を行い、プロジェクトの設計をする。真ん中で中間評価を行い、計画通りなのか、適切ななのか、必要な修正を行う。最後が終了時評価を行う。土生先生は、評価のために特別にお願いしている。今週、来週、調査を行い、最後に商務部と共同でプロジェクトの評価をする。5つの視点。妥当性、効率性、有効性、インパクト、自立発展性がある。自由にお話をお聞きしたい。

処長：

全人代との協力は、主に市場経済化のための立法のなかで、日本の経験を学び、状況を視察することだった。このプロジェクトの期間は、中国の経済法関連立法の重要な時期と一致しており、公司法の改正、独禁法の制定等と重なった。公司法は93年に制定、99年に改正、2004年に第二回目改正、2005年第3回改正(全面改正)された。公司法関連法は、最も重要な制度だ。WTO加盟、対外開放などの情勢の下で、重要な課題だったが、日本側の参考意見は大変サポートとなった。評価5項目の中では、有効性とインパクトについて、特に賛同する。特に人材育成について、非常にインパクトがある活動だった。例としては、公司法の重要改正である「最低資本金の引き下げ」だが、これによって会社設立が楽になった。国際的ルールとの協調性もできた。改正の大きな影響をもたらした。設立の促進に加え、公平な競争という部分でも大きな影響がある。コーポレートガバナンスのより健全な整備が進んだ。これらは明文化されることによって進んだ。取締役制度等の導入によって、会社の経営の監督管理が行えるようになった。その他に、監査役会も導入された。会社の経営に違法がないか、株主の利益に反する行為がないか、監督管理ができるようになった。株主の合法的権益を守るための仕組みもできた。最高経営者の義務を明確にした。さらに

融資制度の整備も行った。会社を自主的に主体的に経営できる仕組みができた。これまでの行政法の色彩は消えた。社会関係者からも高く評価されている。

感想：

法律の改正にあたっては、中国の現状に合わせた立法であることと、成功した諸外国の知見を参考にすることが必要であり、今回は特に日本の知見が取り入れられ、大変良い影響を与えた。

三資法は同時に廃止になった。諸外国の国民と中国の国民とは同等の待遇である。これは外国資本の投資促進に良い環境をあたえ、法整備の環境が整った。個人的には研修に参加できなかったが、日本は会社の運営が効率的であると報告を受けた。このようなプロジェクトで今後実施される、中国の公司法の法執行の課程において役に立つ活動については、今後もぜひ参加して日本の経験を学びたい。

<独禁法研究会および研修に参加した二人から感想>：

個人的には、実務担当なので、法律の経験を積んでいない。プロジェクトで実施した研究会では基本的な勉強をするつもりで参加している。昨年、商務部の会議室で開催された独禁法研究会に参加した。関連資料が事前にきちんと検討され準備されていた。テーマの設定も現状、ニーズにあったものだった。会議の後半では常に、講師と参加者との質疑応答が設定され、日本での知見と中国の立法過程、失効過程の課題を厳密に照合できた。独禁法草案の起草後は個人的な事情で活動に参加できなかったのが詳細は知らないが、常務委員会での議論は激しい議論だったと聞いているので、その段階でもっと支援があれば良かったと思う。執行段階では、重要なプロセスと理解している。市場流通分野についても今後も協力していただけると有難いが、どのような分野が可能なのか？行政法規、省規制も範囲に入るのか？

(商務部)

市場流通分野については、商務部の設立後の国内流通秩序に向けた市場監督管理、秩序、各種規定。行政規定、各部門の規定が該当する。これまでに、ガソリン関連、商業特記(?)、美容など、成立した。

(全人代)

全人代の代表から意見の取りまとめを担当したが、「農産物卸売り市場」に関する条例、「物流関連促進条例」など、これから関連の法律を制定するニーズがあると理解している。今後ともこのような分野に関連する、日本の学識者からの紹介、意見をいただければ有難い。引き続き JICA プロジェクトに参加できることを楽しみにしている。

(全人代 研修員)

10月9日～11月3日、独禁法訪日研修に参加した。大変参考になり感謝したい。独禁法の重要性、必要性について、理解が深まった。特に地方においては、現在、地方行政の成果を判断する指標は経済指標があるが、大手企業の利益を最も重視している。したがって市場独占の問題が発生している。中国は国土が広く発展が均衡でない。より公平で競争的な環境作りは、これから独禁法施行に際しての、地方政府の考え方にかかっている。独禁法理解は法律の施行の重要な要素になる。個人的には、日本の独禁法関連の知見を取りまとめて、中国行政の関係者に紹介することを予定している。

質問1 三資法の廃止と言う話があったが、三資法以外に、公司法が影響を与えた法律は何か？

回答1：証券法改正も公司法の影響を受けている。会社の健全経営に関連する部分、株の取引関連部分も制定された。市場経済において会社法は最も重要な法律であり、改正後、周辺法の改正は必要と理解している。破産法に関連して、破産後の処理は大きく改正され、証券法の取引行為の規制もおおきく改正された。今年3月、公司法に関連して物権法も成立した。

年内に、国有資産管理法も改正草案を全人代に上程する予定である。合併に関連する法は、公司法とは直接関連しないものの、市場主体に関する重要な分野であり、改正を検討している。公司法の周辺法整備については、2005年7月の段階で、一橋大学、名古屋大学からの学識経験者とこの分野で議論した。

質問2 執行に入ってから交流があったが、公司法にかかる紛争解決のために有効な体制を整備するために効果があったか？

回答2 市場経済の整備では、会社法には世界共通性がある。日本の蓄積された知見は大変役に立った。ただ、体制作りの中で、人材育成の面では、公司法分野は、独禁法のこの分野における効果には及ばない。

質問3 中方は当初、法人格否認について感心を持っていた。現在、この法理について概念的な整理はできるようになったのか？また違反効果に対する、効果的な体制を構築するきっかけになったのかどうか？

回答3 アメリカ、ドイツ、日本などの先進国から広がった制度だが、具体的な案件の処理に連れて、制度が確立されるのが一般的だ。この制度は科学的な一面もある。支配株主の地位の乱用を規制する一面もある。立法過程で、これらの諸国の経験を生かす方法を検討するなかで、むしろ判例の中で生かし、法律では原則のみ述べるという方法を取った。したがって、この分野では、実際の運営時の裁判官の裁量にかかっている。会社のマスクをはがすという理解である。違法行為に関連する、法律の実施は、関連する対象者の責任、

義務をどのように定めるか、この部分の体制作りも日本側の専門家の意見を取り入れて、生かされていると思うが、今後も不足している部分を改善していくべきと思っている。

質問4 本プロジェクトでは、日本の会社法の成立から現在に至るまで、紹介した。フランス、ドイツを参考にして200年前に制定から、大部分が使われないうまにきた。市場の成熟とともに、機能するようになった。中国の会社法の改正について、このような紹介は参考になると考えるか？

回答4 もちろん参考になる。どの国においても、どの現状に合わせて、改正する必要がある。市場経済に移行する国として、今後の経済発展に合わせて、改正をする必要があり、その際には、諸外国の関連法律の経験が生かされていくだろう。日本でも、機能するような法律となったとのことだが、バブル等の予測のできない状況の変化に合わせて改正が行われている。中国も同じようなプロセスになるだろう。

質問5 法律の改正においては、法律の理論的な理解が十分でない、市場の自由を担保するのは難しい。理論的な拝見は十分理解されたと考えるか？

回答5 直接参加していない部分もあるが、全体的には日本の専門家の理論的な紹介は非常に詳細であり、知識も豊富であり、大変参考になったと信じている。重要な点は、中国側の立法担当者は、基礎知識は豊富であり、彼らはアメリカ等でも勉強しているということだ。彼らの課題は、紹介された理論を、以下に現実にあわせるか、というところが難しいと思う。

新たな中国法の理論が中国側に生まれてくるのが、公司法の理解が進んでいる証左だと思われる。

質問6 活動の回数、テーマ、配布資料、運営などはどうだったか？

回答6 研究会、セミナーだが、日本の皆さんはマジメで仕事熱心で、事前に十分準備しており、仕事への姿勢も良く。毎回の研究会、セミナーは内容が大変充実しており、終了後疲労困憊するくらいだった。敬服している。

独禁法研修（2007年大阪）については、講師の設定は大変良かった。講師の質も良かった。講師はみな日本の権威者であり、有名大学の研究者。全面的に独禁法に関する理論が学べた。より詳細な勉強ができた。また、通訳は非常にすばらしかった。ほとんどの質問に、望んだとおりの回答をもらえた。

改善点とすれば、常識的な部分が繰り返されたし、重複もあった。中国も30年以来立法を研究し、基礎知識は持っているため、もっとニーズを確認し、その分野に集中したほうが良かったのではないか？具体例は挙げられない。むしろ日本人専門家一般に当てはまることだ。

（研修員）独禁法研修について、公取とJICAを中心に行ったが、公取委は独禁法の執行部

門であり、業界の主管部門との意見も聞けると良かった。

(JICA) 調査の目的は二つあり、一つは他のプロジェクト、もう一つはこのプロジェクトについて。このプロジェクトを予定通り終わらせるのか、延長するのか？を決めるのが、この調査の重要な目的になる。延長が決まった際には、またご参加いただける

(商務部) 商務部は本調査を非常に重要視している。目標は、プロジェクトの活動内容の効果がどこに現れているか、明確にすることが我々の目的であり、本日は商務部以外の初めての活動となる。今後も最高法院など共同で回る。実は商務部側で初歩的な評価を行っている。今回の調査スケジュールの最後に日側との議論の予定が設けてあるので、今回のヒアリング結果とすり合わせを行いたい。調査団が来られる前に、鐘さんと意見交換をして意見をもらった。今後も延長するなり、新規に立ち上げる場合にも意見交換ができると良い。

このような評価は我々にとって初めてではない。GTZ、ADB とも実施している。さらなる日中間の交流を深めていくべきだ。おなじくアジアの国で、文化的な背景がある。経済大国の日本から先進的な経験が役に立つ。しかし、過去の経緯のためか、日中間の交流が深まっていない。そのために我々は日本についてよりも、欧米について詳しい。実際、ここにいる我々4人は全員ドイツ留学経験者だ。今後は、両国の交流の体制作り而努力していくべきだと思われる。

プロジェクトをより現実にあわせたほうが良い。商務部をCPとするプロジェクトは効果的だが、立法に関する協力は、全人代のような立法機関との直接の協力が最も効果的だと思われる。また、法律の執行規定、実施細則などの制定は、国务院関連部門との協力のほうが効果的ではないか？調整能力に関しても同様のことが言える。今後のプロジェクトについて検討する際に、交流人員のレベルをより高いレベルでの交流を深めることが重要だ。本プロジェクトでは、高くても局レベル、大抵は処レベルだった。より上級の交流が必要だ。例えばドイツは、議員レベルでの交流を行い、訪問視察も展開した。このレベルでのプロジェクトの実施も検討して欲しい。今後も、商務部とのプロジェクトの継続を期待しているし、我々との新しいプロジェクトも期待している。

(JICA) 26日に、具体的な事例を教えて欲しい。

以上

(2) 最高人民法院との面談議事録（公司法）

日時：11月21日（水）12：00～13：30

場所：最高人民法院会議室

参加者：（日本側）土生先生、三浦、三沢、劉（通訳）

（中国側）最高人民法院 民二庭 金劍鋒、王東敏、潘勇鋒 裁判官

商務部条約法律司 崔書鋒

土生：JICAプロジェクトでは、中間評価、終了時評価を行う。第3者の目で評価をするということで、山口大学からプロジェクト全般の進捗を含めて評価をするために参加した。本プロジェクトは、日本側はJICA、中国側は商務部が調整を行った。今回も、商務部を代表して、崔さんに評価に参加してもらっている。二カ国の合同評価となる。目的は二つ。第1は、プロジェクトが成果を上げたかどうかを、日本国民に説明責任を果たすため。第2に、継続の必要性があるかどうか、明らかにするため。評価指標として、5項目あり、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性。セミナー、訪日研修に積極的に参加していただいた中で感じられたことについて、自由にご意見を頂きたい。

金：JICAと商務部に感謝している。日本側の学識者との交流は嬉しく思っている。JICAのプロジェクトについて、公司法を通じての学術交流について、民事二庭は、昨年10月、清華大学で公司法執行セミナーを開催した。日本の一流の学識者を派遣していただき、最高人民法院裁判官と国内研究者との議論を行い、非常に効果的なセミナーだった。セミナーでは、日本側からは公司法に最も詳しい専門家が訪中し、その深い理解、国際共通性のある話を聞いて大変勉強になった。この点からも、公司法についての協力は、妥当性が高い協力だった。この分野における日本の研究には関心をいつも持っており、セミナーを通じて、国内の公司法に関する研究は深まった。ただし、訴訟に関する課題が残されている。訴訟法との整合性は空白になっている。日本には非訟事件手続法があり、その一部では公司法に関連する内容が制定されている。中国内の学者、法院、民事訴訟を担当する判事は、公司法に関連する基本的理論、制度について十分研究している。しかし訴訟法との関連の分野はまだ弱い。そこで最近、両法律のあいだの関連する研究活動を行うべきという指示が上から出た。会社法関連の訴訟は、訴訟と非訴訟にわけて検討すべきという意見もある。非訟事件に関連する独立したプロセスの制定も必要ではないかと指摘されている。

王：昨年の初め頃、商務部を通して話を始めた。内容は、1) 参考資料の意見交換、2) 訪日研修、3) セミナーの開催ということで協力を始めた。いずれも大変効果的で参加した人数も多かった。翻訳・提供された関連法規、参考資料は、大変に役立った。訪日研修は、各地方の地裁、最高裁の担当者、現場で実務担当者を中心に行われた。

大学、弁護士事務所、大阪地裁、東京地裁、全体アレンジは良かった。特に、大阪地裁と東京地裁での交流は裁判官同士の意見交流が行えて、大変役に立った。大学での視察も、著名な方から公司法にかかる学術研究を紹介された。研修で得た知見を取りまとめて、司法解釈の検討作業に

生かすことができた。司法解釈は順調に進んでいる。

清華大学と共同で行った公開セミナーについては、2日間にわたり、意見交換ができて成功した。最初から最後まで参加して、他のメンバーからも非常に満足したとの意見を得ている。

今回のプロジェクト活動において、JICA 他の皆さんにお世話になったが、特に布井先生には大変お世話になった。研修では友情も深まった。大変に感謝している。このプロジェクトは良かった。商務部の調整の元で、厳格に進められた。現場での活動に役立った。今後の機会があれば、参加したい。

改善点として挙げられるのは、日本の裁判官との交流は大変に勉強になる。裁判官レベルとの交流を強化して欲しい。一言でまとめるとすれば、大変感謝している。

土生：裁判官レベルとの交流とはどのようなレベルか？

王：日本の公司法訴訟案件は、地裁がほとんどなので、そのレベルとの交流が望ましい。

潘：研修の成果、日本で勉強した会社法の成果を、まとめて報告書を作成した。それは、法院内部の刊行物として発表されたが、対外的にも刊行され多くの人々の目に触れることになった。それは社会的なインパクトとして大きな成果になったのではないか？

（「中国民訟審判指導と参考」年5回刊、2007年第1回。執筆者は研修参加者の王憲心
→調査終了までに中方より提供することのこと）

セミナーについては、公司法訴訟案件の実践と理論、というテーマだった。2007年10月、上海市で、第2回セミナーがあり、形式は同様に、同じテーマでたくさんの学者が参加したが、第1回と関連する内容が紹介された。このことは、第1回の協力内容が発展したといえるのではないか。JICAとの協力はまだまだニーズがある。執行に関する課題はこれからどんどんでてくる。これらの課題を解決するための双方の交流は大切だ。継続することによって、持続発展が可能になる。具体的な課題にぶつかった際に、理論的な研究のフィードバックが必要になる。非訴訟事件も重要な課題である。日本では1800年代から経験が蓄積されていると聞いている。

土生：民事訴訟法の分野では、法務省がJICAを通して協力を開始することになっているが聞いているか？

金：聞いている

土生：いずれ耳に入るだろう。この分野では、最高人民法院が中心的な役割を果たすはずなので、これから連絡が来るだろう。

質問1 改正公司法は裁判規範として機能しているか？どのくらいの判例があるか？

回答1 大陸法の特徴は、原則を定めて、実務は定めないのが特徴だ。公司法もそうだ。改正後も、実践にあわせて、分析検討が重要。江蘇省上海市のセミナーは三つのテーマで開催した。これは昨年JICAと行ったテーマと同じだ。訴訟案件における公司法だ。知識の蓄積が業務の一環と理解している。公司法実践上の課題について、徐々に司法解釈をだす。第一弾の、元の公司法と、新しい公司法との関係は発表された。二回目の会社清算についての私法解釈は、法院関係者では検討済み、関連部門立法部門の意見も確認済み。審判委員会の最終的な確認が終われば、早くて

年末に交付される。

紛争に関する司法解釈、株の譲渡に関する司法解釈。株主の権益に関する司法解釈、会社管理に民事的な問題に関する、関連会社・関連取引の責任の確認、株主の会社再建に対する責任。会社の合併買収に関する司法解釈について検討する予定。その前に、法院関係者の基礎的な調査研究が必要だが、理論・判例に関するサポートも必要だ。

土生：法院とは是非今後も交流を深められれば良いと思う。

崔：人民法院民事関係者からの評価に感謝している。今後の協力は、新規なのか延長なのかまだ結論がでていない。継続的に交流を深めるということは合意している。最高法院からの具体的な協力内容について、まとめて提出していただきたい。公司法と訴訟法の関連など、より実践的で有益な裁判官レベルの交流などの要望があればまとめていただけると有難い。それによって継続する際に、より効果的なものにできるだろう。

以上

(3) 証券監督管理委員会との面談議事録(公司法)

日 時：2007年11月22日(木)10:00~12:00

場 所：証券監督管理委員会会議室

参加者：(日本側) 土生先生、大久保主管、三浦、三沢、朱(通訳)

(中国側) 証監会法律部 胡 副巡視員、陳竹花、顧軍鋒、他2名
商務部条約法律司 趙莉莉

JICA：JICAは技術協力を行う機構である。中国では30のプロジェクトを実施している。すべてのプロジェクトで、事前、中間、終了の評価を行う。事前調査は設計のための調査。中間評価は進捗確認と改善すべき点の指摘、終了時は、継続すべきか検討する。終了時評価は中国側と共同で行うものだ。これまで商務部、全人代、最高人民法院を回った。率直な感想を聞きたい。

5つの指標を基準として調査を行う。研修、セミナー、研究会に協力を行っている。有効性、効率性、インパクト、自立発展性。セミナー、訪日研修に参加していただいた中で感じられたことについて、自由にご意見を頂きたい。

胡：証券法、公司法をサブプロジェクトとして組み込んでいただいたことを感謝する。まず主要な活動状況を説明する。中日両国の資本市場法整備促進が目的だった。調査団は7月に調査を行った。証券法、公司法は去年制定されたが、本調査は、その後の周辺法整備のために大変に参考になった。11月12-13日、上場会社監督にかかるセミナーを共同で開催した。セミナーは成功した。とりわけ全人代法制工作委员会李飛主任、人民大学王利明院長が参加した。台湾、香港からも参加した。日本から金融庁の松尾先生が参加するなどアジアの最も権威ある学者が参加した。社会的にも認知されており、大いに参考になった。中国の資本市場は変化しており、上場会社監督への法整備は重要であり、注目されている。周辺法の整備の課題について、広く意見徴収ができた。役所としても投資者にとっても重要なものだった。

評価としては、日本の資本市場の立法メカニズムを理解した。この立法メカニズムは極めて有効であると理解している。日本の資本市場の変化を捉えており、迅速に問題に対応している。立法によって市場の問題を解決している。日本の法律は大変示唆に富んだものだった。日本では資本の主体の相違に合わせて構築している。規制も柔軟であり、政府は規制を比較的緩和し、金融主体の活力を生かす主旨だが、これは今後の中国の金融市場管理に参考になる。資本市場での管理監督体制も世界の資本市場のあわせて調整を行っている。金融庁の職権権限の変化、先物監督する権限の変化は勉強になっている。違法行為に対する処罰も参考になった。違法行為の処罰強化の傾向にある。罰金引き上げ、民事の賠償行為など、これも大変勉強になった。

次に提案をしたい。プロジェクトがスタートして時間が短いにも拘らず、インパクトが大変に大きかった。この状況を踏まえて、今後の活動の継続を期待している。今後のプロジェクトでは、協力の分野と深さを拡大したい。中国の市場において、法整備は重要である。海外にも影響を与える。海外からも注目されている。中国の資本市場には、世界が目を向けている。日中両国の資本市場の法整備における広い分野での協力が求められている。個人的には、私は日本で法律を勉強したが、日中両国で法律分野での交流をする基礎はある。特に資本市場では、ともに大陸

法、民商法である。また、中国は清の時代から日本の法律を取り入れてきた伝統もあることから、両国の協力は優位性もあり、利便性もある。

中国の資本市場は大きく発展する。法整備にもプレッシャーがかかっており、成熟した経験を参考にする必要がある。日本は成熟したモデル、模範である。日本の経験を学ぶことは大変有意義なものである。

今回の協力内容は、主に公司法、証券法だったが、これは初歩的な協力といえる。時間も回数も参加者も限られている。資本市場の発展にともない、ファンド関連法律の整備が必要だ。証券投資基金法で規制しているが、さらに法整備強化が必要だ、先物に関しては条例があるが、今後全人代での先物関連立法も議事日程に上がっている。登記決済に関する法律も強化する必要がある。今後のプロジェクトで範囲を拡大できれば、と考えている。

また、以下の提言もしたい。1) 範囲の拡大に加え、掘り下げた協力も必要だ、立法制度をめぐって協力してきたが、取引所、登記決済機関の交流も必要だ。これは実践のためのエンフォースメントに関連する協力内容となる。2) テーマ選定について、我々の立法プロセス、整備の重点に合わせてテーマを選ぶ必要がある。各段階において重要事項をめぐって海外の経験を勉強するニーズがある。海外の専門家にとっても、中国の立法状況を理解するチャンスになる。これは5項目にとっても良いだろう。3) プロジェクト展開の形だが、研修とセミナーの開催だったが、例えば、証券監督委員会のスタッフが日本にいて、日本の証券監督管理機関、取引所での長期研修という形もあるのではないかと？それで実際のオペレーションの方法が分かるのではないかと？

4) 情報交流について、今後の長期的な交流の基礎作りを行うべきだ。資料提供、情報提供などだが。我々は最新の日本の関連法整備の状況を把握したい。日本の資本市場で注目されている問題点について、情報を入手したい。こちらは中国の問題点を提供できる。今後の長期的な情報交換のための、プラットフォームを構築することが重要だ。

このプロジェクトをきっかけにして、法律における協力を行うことを切にのぞむ。日本の経験チャンス。中国の変化の状況を把握するチャンスだ。グローバルゼーションの傾向がある。金融市場は融合する顕著な傾向がある。交流を拡大する必要がある。

雇：法律部は、今回のプロジェクトを極めて重要視した、私は調整を担当した。研修、セミナー参加した人だけでなく委員会としても重視した。7月の研修では、黄主任が団長だった。セミナーでは、黄は司会をした。私は研修にも参加した。研修の感想だが、JICA、JDSに行き届いた準備をさせていただいて感謝している。日中の資本市場は共通する問題点を抱えている。マクロ的に見ると、中日両国は大陸法で共通しており、金融市場のイノベーションのスピードは法整備のスピードを超えている。立法機関として金融市場をいかに規制し管理するか、両国にとって課題となっている。具体的な関心事が似通っている。上場会社の管理、ディスクロージャー、違法行為取り締まり、ガバナンス、自立機能の発揮。両国が注目している。ぜひともJICAには中国資本市場の協力していただき、学者、実務者のための対話のプラットフォームを構築して欲しい。日本の資本市場の法整備は印象深い。1) 法律が先行する原則の堅持。2) 規制するにあたり差別化を図る。研修には内容は良かった。スケジュールも充実し、勉強になった。しかしあまりに短すぎる。空腹な人にパン一枚与えられたようで、さらに腹が減ったような感じだ。提案としては、1) プロジェクトを継続し、研修、セミナーを継続して欲しい。2) JICAには今後、参加者のフォロ

ーアップに力を入れて欲しい。今回のプロジェクトを通じて日本の法整備全体像を理解するルートを与えた。しかしさらに理解したい。ニーズのフォローアップに力を入れた欲しい。アフターサービスだ。事後の調査もできるのではないかな？

土生：大変発展性があり、インパクトが強いプロジェクトだという印象を受けた。日本は、資本市場では会社の主体の基盤を強化するために、会社法を数回にわたって改正をしてきた。昨年の改正は、資本市場を健全に発展するか深く議論したうえで実施された。今回のプロジェクトについては、中国の公司法改正に大きな焦点を当てた。こういった側面から知見交流の結果、中国の健全な発展に資するものだったとお考えか？

胡：大変有意義な質問だと思う。中国公司法、会社法は大陸法に則しており、強い相関性がある。上場会社のコーポレートガバナンスは、資本市場推進の要だ。両国の設計は同じだ。取締役会、幹事会、株主総会という仕組みだ。ドイツでは、異なる。日本も昔はドイツから学んだが、幹事会の仕組みは、日中は似ているがドイツとは違う。社外取締役の制度を導入した際に、幹事との機能の分担については日本の経験を学んだ。公司法制定に当たっては、日本の会社法変化に注目していた。大変に参考になった。似た例は多い。李飛主任も早稲田大卒なので、良く日本の話をしている。

土生：会社法は債権者重視と言われていたが、より株主重視へと変わっている。これは中国に証券市場にとって参考になるものだったのか？

胡：参考にしたが、法律の設定した目標は違う。中国では、会社法設定は国有企業の構造改革、社会主義の市場化が目的だった。伝統的にドイツから取り入れたが、背景が違うので、背景を知らない海外の学者には分かり難い内容は多いだろう。公司法改定に当たって、日本の経験を多く勉強した。株主保護、債権者保護、CSR を強化する。中小株主の権益保護、これは日本の経験を参考にした。日本の代表訴訟制度を参考にした。こういう例は多々ある。

土生：立法過程での継続が望まれるとのことだが。公司法と資本市場の法制度との整合性の問題は残っているのか？

胡：公司法改定を通じて、公司法と証券管理周辺法は大いに改善された。証券法と同時に改定したために、整合性を検討したうえで制定することができた。上場会社の監督管理は、以前は公司法でおこなっていたが、改正証券法に組み込んだ。逆に社外取締役、コーポレートガバナンスは公司法に組み込んだ。中国の法律は原則的なので、周辺の制度整備にも積極的に取り組んでいる。会社法にも証券法に関連して上場会社管理監督規定に取り組んでいる。証券法の周辺法の制度整備について、日本の成熟した経験を参考にしたい。

土生：運営についてはどうか？

胡：全体は商務部の統括もあり、スムーズに行ったといえる。証券会でも責任者は重視しており、問題はなかった。

土生：中国側の評価が高く、日本側としては安心感を覚えるご意見だった。中国側との合同調査なので、商務部のご意見をいただけるだろうか？

趙：JICA、JDS、日本側の専門学者に尽力いただいたことを改めて感謝する。調査団もハードスケジュールで感謝する。今回は、商務部はプロジェクトリーダーだが、証券監督会の多大なご協力をいただいた。商務部は、調査の事前に参加者と意見交換をしたが、参加者の評価は非常に高い。ぜひ継続をしたい。今後も証券会のご協力をお願いしたい。

JICA：詳細な評価、アドバイスに対して感謝申し上げたい。大変嬉しい反面。申し訳ない感じもする。パンを食べてももっとおなかがすいてしまったとのことだが、パンを増やすためにどうしたら良いか考えたい。このプロジェクトの延長ではなく、証券整備のためのプロジェクトを立ち上げることをどう考えるか？

胡：賛成だ。証券監督会のニーズ、状況に合わせて、進行できるので良いと思う。証券の法整備に関する単独プロジェクトを立ち上げられれば、やりやすい。実際の立法段階に合わせて協力を進められるので成果が上がるだろう。その可能性があるなら、プロセス、展開方法について、詳細について協議をしたい。

JICA：たとえば今後のプロジェクトで研修、セミナーを行なう場合に、理論面、実践面と同じように含むのが良いか、実務メインが良いか、イメージがあるか？

顧：証券に関連しては、特殊性を持っている。エンフォースメントが中心になるだろう。日本の専門家、学者、成果、立法理念について勉強したい。立法機関、会社の幹事会、取締役会、取引所等の交流を図りたい。

JICA：終了時調査の目的とは、今後の方向性を決めるものなので、本日うかがったことは参考にしたいと思う。他のドナーは、証券市場の支援をやっているか？

雇：アメリカの証券監督管理委員会とエンフォースメントに関して協力している、研修コースを行なっている。アメリカで研修を年2回。春秋一回ずつ、春2週間、秋1週間。講師を招聘してのセミナー開催もある。主に取り締まり機関のエンフォースメントにかかるテクニックの交流をおこなっている。インサイダー取引など。香港とも交流をしている。フランスとはファンドに関連する協力プロジェクトをしている。立法での協力はJICA以外ない。

胡：中国証券市場の発展は非常に早いスピードなので、政府は法整備を重視している。法律関係者もプレッシャーを受けている。立法分野では、全人代の法律レベルだけでなく、國務院の条例、

当委員会の部門規定、取引所内部の管理規定、証券業界内部の自主規定なども定める必要がある。取引所には法律に適合する責任者をおくという要望を出している。つまり、プロジェクトを通じて、立法者だけでなく実務者（法曹界）の互いの交流のプラットフォームができれば良いと考えている。じっくりと考えて設計する必要がある。

JICA：証券法を理解した裁判官の養成の必要性はあるか？

胡：プロジェクトで最高裁を通じて育成をしたか？

JICA：行っている。

胡：必要である。証券法、公司法、破産法の司法解釈の進捗状況に非常に注目している。裁判所と共に研究を展開している。司法解釈に関連する助言も提供している。新たに証券市場に関するプロジェクトには、裁判所に参加して欲しい。裁判所のサポートは必要となる。民事刑事の処罰も裁判所が行なうので、かれらが法律を理解する必要がある。最高人民法院、全人代、國務院法制弁公室に参加してもらおう。立法、司法の全てが参加する必要がある。ただし、最高人民法院、全人代にしても幅広い分野に注目しているので、証券市場に限るプロジェクトを行う場合には、当委員会が率先して調整役になるだろう。

(4) 国務院法制弁公室との面談議事録（公司法）

日 時：2007年11月22日（木）14：00～15：30

場 所：国務院法制弁公室会議室

参加者：（日本側）土生先生、大久保主管、三浦、三沢、朱（通訳）

（中国側）国務院法制弁公室 工業交通商事法制司 姜天波処長、張迅副処長、高瑋瑋、
法規訳審和外事司 聂丽梅、商務部条約法律司 趙莉莉

<調査の主旨説明、前回同様>

姜：先週人民大学のセミナーに参加し、浜田先生にお会いした。公司法、上場企業管理監督について踏み込んだディスカッションができた。先月は、布井先生が来日されたようだが、会えなかった。経済法プロジェクトについては、あまり発言する立場にない。公司法サブプロジェクトについては、感想、改善点もある。火曜日、独禁法に関する意見交換があると聞いている。

公司法サブプロジェクトの運営について、スタート時点では、第3回改定の時期だった。ニーズに応じていたし、テーマも大変良かった。プロジェクトの設計も非常に適切であったと思う。研究会の開催、研修など様々あった。視察団を率いて、一橋大学、東京大学などで第1人者と交流して大変に参考になった。法務省で会社法改定に携わった行政官とも議論した。改定委員会の江頭委員長からもバックグラウンドを説明していただいた。新日鉄、トヨタも訪問し、コーポレートガバナンスの勉強もした。経団連のセミナーでも中国の公司法改定状況の説明をした。プロジェクトを通じて、互いに勉強し、促進することができた。友人もできた。楊東先生、土生先生、布井先生。布井先生とは、プロジェクトでなくても訪中されると必ずお会いした。プロジェクト全体を見ても、滞りなく進めた。研究会を通じて、日中法曹界の交流ができた。中国側の第一人者である清華大学王保樹先生、政法大学趙旭東先生などと日本の学者の交流ができた。公司法研究における交流は他の分野における交流よりも大変進んでいるが、JICAプロジェクトのこの交流に対する役割は非常に大きいといえる。これは妥当性に対する回答である。

有効性については、日本の会社制度も大きな変化をしている。資料だけではその変化のバックグラウンドを理解するのは難しい。コーポレートガバナンスの構造は日中の法律は大陸系なので、英米より似通っている。数年前から日本で生じている大企業間における株主持合と関連取引は中国でも生じている。したがってこれらの共通する問題について交流する意義がある。日中双方の企業は課題を抱えている。中国では英米法系の社外取締役を入れているが、日本では強制ではない。法律の価値観においては異なる戦略もある。しかしグローバルな視点から見ると、国際公司法が抱える問題点は多くなり、さらに似通ってくる。プロジェクトというプラットフォームがあるからこそ、日本の立法機関、執行機関、さらに学术界、企業界のみなさんと交流できて、日本の改正の状況を理解し、日本の進んだ経験を参考にし、中国公司法改定に大変役立った。

日本の会社法への理解は、以前は条文や資料に頼っていた。つまり遅れていた。今は違う。私が団長を務めた研修に参加した王は現在、法制弁公室の日本会社法の専門家になった。最高人民法院

院の公司法の司法解釈の雑誌で日本の会社法に関連する論文を発表している。中国における、立法、学術、企業、日本の会社法を理解してもらうことについては、大変に役に立った。

効率性に関連し、投入された専門家のレベルについては、既に回答する必要があるほどである。プロジェクトに参加した中国側の専門家は中国で最も権威ある専門家だった。会社制度、会社法の今後の発展について、深い見解を有している。日本側の専門家も、みな会社法についていうまでもなく知見の高い方だった。双方の専門家は自国の改定作業に携わっていた。タイミングのよい投入だった。学術交流だけを捉えてみても専門家はなすべき貢献をしてきた。

インパクトに関して、基本的に公司法サブプロジェクトは一段落した。プロジェクトが終わっても日中の専門家の交流のプラットフォームは構築されている。

今後の公司法施行に関しては、登記条例の分野でも学術レベルの交流をお願いしたい。協力を継続して欲しい。公司法は全ての法律の中で、もっとも活躍した法律の一つである。会社の制度は常に変化し、新たな問題も生じる、法整備は止まるところはない。

土生：公司法改正に当たって、様々な国の会社法を参照したと思うが、日本法が特に参考になったと思われる点は？

姜：公司法改正は、中国の問題を解決するのが目的だった。既存の公司法では、コーポレートガバナンスの仕組みでは日中はかなり似ていた。会社法の改定に当たっては、取締役会、幹事会、株主総会はどのような問題に直面し、どのようにこれを解決するか？という点に焦点を絞っていた。資本制度の面において、10 万元から3 万元まで下げた。コーポレートガバナンスでは強制的規制をやめて会社に権利を任せる形にした。取締役会、幹事会の職能を強化した。一連の管理された中小株主の訴訟メカニズムを整備した。どの部分がどの国を参考にしたとはなかなか断言できない。取締役中心主義、幹事会の権限強化、登録資本の引下げは、世界的な趨勢だろう。日本は近隣であり、日本の会社法専門家との交流を通じ、このような改定を促進できた。改定の時期に、ちょうどエンロン事件があった。事件によって、日中の会社法専門家は、共に新たな問題に直面しなければならない状況になった。日本の専門家、アメリカの専門家、とりわけ日本と意見交換をした。共通認識を得た。しかし日本会社法要綱は中国より一歩進んでいる。日本資本市場は早く成熟したからだ。

土生：プロジェクトで会社法の代表的な判例を紹介したが、紛争や違反行為の解決に資する内容だったかどうか？

姜：時間も限られている判例の話は、私達二人だけ興味のある話題ではないか。プロジェクト自体は素晴らしいものだった。何の心配もない。

土生：全体としての運営面、セミナー等の配布資料等は適切だったか？

姜：配布資料は大変有効だった。資料翻訳には苦労しただろう。日本の会社法改定の要綱も我々

にとって新鮮なものだった。

姜：評価は以上だが、次に提言を行ないたい。JICA、商務部に大変努力していただいた。我々もプロジェクト推進のために努力する所存だ。JICAのプロジェクト運営における様々なハードルも理解している。資金も含めてだ。これは批判ではないか、参考にさせていただきたいのは、手法としてもう少し柔軟性があればと思う。実現できないかもしれないと思う。商務部から働きかけがあり、立法に役立つと思い参加した。プロジェクト全体のフレームワークは評価するが、個々の運営については、柔軟にして欲しい。当初、JICAの方に会社法の具体的な問題について、日本の専門家一人と中方の専門家一人が共同で調査し報告書を作るという提案をした。立法機関としては比較研究の報告書がほしい。セミナー、研究会、研修、ディスカッションは有意義だったが、立法審議の段階で課題に直面したときに、テーマ別で調査を実施し、問題を打開してくれる調査があると良かった。提案したが実現できなかった。改定された会社法が施行して以来、最高人民法院と周辺法整備で協力を進めていると聞いている。私の周辺では高く評価している。

プロジェクト調査に来る際に調査票を用意されるが、調査項目の設定は中方の専門家と相談した方が良い。一部の質問は回答がし難いものがある。これは終わりではなく、新たな案件にぜひ活かして欲しい。セミナーを開催するだけでなく、研究機関、大学に出資して、テーマ別研究、雑誌の編集の支援もできるのではないか？会議は必要だが、会議だけでは効果が限定される。地道な研究が求められている。JICAとして、日本の納税者のお金だ。このお金は最も必要なところに投入すべきだ。

大久保：柔軟性が大事であるという感想を我々も持っている。当時の話は良く分からないので、回答できないが、技術協力というJICAのスキームに制約があるのは事実である。調査してレポートを作るということは可能であったと思う。よくニーズを良く聞いて、可能なことはできるだけやりたいと思う。特に法律分野での協力は、JICAのスキームに良くあっていると思う。環境分野や省エネ分野も担当するが、中国側のニーズに対応できないこともある。というのは時々、施設を作りたいと言われるが、JICAは資金協力機関ではないので出来ない。法律の協力分野では、そのような要望がないので、ぴったりする仕事だ。日本の税金を非常に良い形で使っていると思う。重要なことはみなさんのニーズを良く聞いて、可能な方法論を探し出すということだ。今、ご指摘されたことは教訓として、覚えておきます。

土生：商務部、最高人民法院、証券監督管理委員会を廻った。最も大きな教訓は法律分野の協力では、立法段階で協力と、立法が成立してから日々とり扱う主管省庁の課題、執行段階の課題とに分かれている。各段階に合わせて、もう少しきめ細かな計画を立てることも可能だったかもしれないということだ。今後のJICAのプロジェクトについて活かせる教訓だったと思う。

姜：JICAは中国国内で長年活動してきて、その存在感も徐々に増している。税金を使っている以上、難しいこともある事情は理解している。中国側にも原則があり出来ないこともある。その中で、互いに協力の余地を見出すことが重要だろう。

趙：JICA、JDS に感謝している。また国務院法制弁公室には、立法にリーダーシップを持っており、ご協力に感謝したい。関連参加部門と話をし、こうした公司法のプロジェクトを通じて、日本の先進的な公司法の経験は十分参考になったと理解している。運営、執行について、ご意見を頂いたが、商務部、JICA にとっても有意義なものだった。各国でも法整備は単純でなく、長期間に亘る。法整備の協力を長期間にわたって続けることを切に望んでいる。今後も国務院の多大なご協力を期待している。

以上

(5) 商務部条約法律司市場流通処との面談議事録（市場流通法）

日 時：11月23日（金）10：00～12：00

場 所：商務部會議室

参加者：（日本側）土生先生、大久保主管、森脇、三沢、朱（通訳）

（中国側）商務部条約法律司市場流通処 張晨陽副処長、馮岩副処長、康英傑副主任科員、張慧玲
商務部条約法律司独禁法処 崔書鋒

<調査の主旨説明、前回同様>

張：市場流通関連法サブプロジェクトは、他の競争法、公司法と密接な関係がある。一国の法整備には競争法や公司法のほかに周辺の民商事法すべてが含まれる。市場流通関連法は、計画経済から市場経済に移行するこの時期に、特に立法が立ち遅れている分野といえる。3年前に事前調査の際に立法の大枠をご紹介した（参考図を配布）。市場流通基本法の下に、このような法律が整備されることを考えていた。5年～10年かけて、市場流通法体系を整備する方針である。JICAプロジェクトの実施タイミングは非常に良く、立法ニーズにぴったり合っていた。独禁法、不当競争防止法も、市場秩序整備の計画に含まれている。実際の活動では8項目、6つの活動を展開した。フランチャイズ経営、無店舗販売（通信販売）はカバーした。市場秩序の項目では、独禁法の中に、商事交易（小売業者の販売促進行為の管理弁法、小売業者と納入業者の公平取引管理弁法）が含まれている。モニタリング・コントロールの項目には、都市商業ネットワークの規制、ファイナンスリース、資源リサイクルなどがカバーされる。最後に、市場流通基本法に関する研修を実施した。

我々の計算では、日側専門家は、11名。来月12月7日に予定されている研究会を含めて5回。参加者は毎回15名ほど。計60名以上。研修は5回、毎回10名で計50名ほど。商務部の法律担当者、國務院法制弁公室、全人代法制工作委員会から参加した。各省の法律執行者および法務担当部署にむけて助言をする人も参加した。全国の市場流通法関係者を網羅した。毎回テーマと密接な関係のある参加者を選抜した。

効率性は極めて高い。あるテーマについて、まず研修を行い、実地で調査して状況を確認し、その後で内部研究会を開催し議論を行なった。それに引き続いて日本から専門家を招聘し、研究会を開催した。日本の専門家への質問も非常に適切に準備された。このような一連の進め方は大変効率性が高かった。

有効性、インパクト、自立発展性は、プロジェクトを通じて立法プロセスにどう貢献したかという点だと思う。活動を展開して法律ができなければ意味がないが、これは事実を確認すれば一目瞭然である。市場流通関連法は26項目を制定したが、このうち直接プロジェクトと関連するのは、9件ある。7件は既に試行された。起草中は2件ある。ただし、これら法律は互いに相関性が高い

ので、他の内容の法律に対しても、研修や研究会で提供された資料と、帰国後に内部で取りまとめたレポートが大変に参考になった。商業フランチャイズ関連条例は制定され、既に施行された。フランチャイズ管理に関連する三つの商務部規定（弁法）も制定された。フランチャイズ経営については、日本の専門家から日本の状況を大変詳しく紹介頂いて非常に参考になった。小売業者と納入業者の公平取引管理弁法と小売業者の販売促進行為の管理弁法だが、日本の独禁法ガイドライン（「不公正な取引方法」「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」及び「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」）を参考にした。資源リサイクルについては、最終資源管理弁法では、研究会を開催し、また大使館からも、資源利用について紹介していただいた。外商投資リース業関連についても研究会を開催した。都市商業ネットワーク管理条例は、現在国務院で審議をしている。これは大店立地法を参考にした。ファイナンスリース法は全人代で起草を追い、現在審議中である。

すでに日本でお話をした通り、市場流通基本法を構築したいと考えている。これを5ヵ年立法計画に組み込みたいと考えている。これは希望である。

立法リストと枠組みの表を比較すると、秩序とモニタリングの項目に集中している。市場行為の項目ではフランチャイズ経営、無店舗経営をカバー、市場主体の項目は割と少ない。当初の枠組みを見ると、約50%をカバーしている。

プロジェクトは、我々の立法を推進するに当たって、大きく貢献した。ただし、インパクトについてはまだ終わっていない。起草中の法案もあり、起草計画は数十件もある。研修時に提供された資料と関連する法律も起草している。

ここ数年の中国の立法活動では外国の法律を大きく参考にしているが、日本と韓国の法律が一番参考になる。とりわけ日本の具体的な規定は非常に参考になる。なぜなら中国の市場経済の現状に合致しているからだ。規制や処罰の特徴は研究に値するものである。研修も研究会も終わったあとで必ず内部レポートを作成し、参加しなかった者にも周知した。市場流通関連法は様々な内容を網羅し、一見すると関連性がないように見えるが、実はそれぞれが有機的に繋がっている。日本の全体の法整備において大きな状況を理解した。プロジェクトを通して投入したリソースの効果を長期的に発揮させたいからである。

今後の協力についてですが、残された部分はまだ半分ある。JICAには新規プロジェクトであれ、新しいプロジェクトであれ、何らかの形でプロジェクトを実施していきたいと考えている。時間とお金とモノだけを使っても意味がないが、このようなプロジェクトは大変効果的で意義がある。とりわけ、今後の2~3年間で中国にとって非常に重要な時期であることを強調したい。

残されている仕事だが、市場流通制度の整備の計画については、立法プロセス、経済状況の変化に合わせて変化する。国務院も流通分野での立法重視しており、プレッシャーをかけてくる。何らかの形で継続できるなら、対象となるテーマは幾つかある。

康：プロジェクトの受益者についてだが、中央政府は言うまでもないが、地方政府にとっても非常に勉強になった。今回のミーティングの前に、地方政府からの参加者の意見も徴収したが、非

常に高く評価している。研修、研究会等への参加を通じて、地方政府の参加者も知識を身に着けただけでなく、仕事にも役立ったと話している。中国では、中央立法のレベルだけでなく、地方レベルでの立法も極めて重要であり、このプロジェクトは地方の条例制定に大きく役立った。3年間参加したメンバーは、チベット以外のすべての省をカバーした。彼らが地方に戻って、地方の条例制定のために、日本の法律を参考にしたと聞いている。二つ例を挙げる。大店立地法は、二回にわたって研修を実施し、研究会を開催した。商業都市ネットワーク条例については、全人代で審議されている。地方レベルでも、これに関連する立法がされている。上海市、西安市、大連市は相次いで、これに類似した法律の立法を打ち出している。大規模小売業者と納入業者の公平取引に関連して研修と研究会を実施した。中央では二つの管理弁法（上述）が制定されたが、実はこれに先立って地方レベルでも関連する条例を制定している。北京市では2006年初頭、関連する二つの規範を制定した。2005年12月の研究会には北京市の幹部が参加していた。あとで聞くと、やはり研究会で勉強した知識が大変に参考になったということだ。

馮：私はプロジェクトの全プロセスに参加したが、プロジェクトでは中日双方の交流のプラットフォームが提供されたことを非常に高く評価している。西側の研修にも参加しているが、JICAは日中の交流プラットフォームを提供したことが大変特徴的だ。研修でも学者、実務者と直接に感想を共有したり、意見交換をしたりすることができた。研修に参加した人は後になっても、日本側専門家と直接コンタクトをしている。日本側の研究者にとっても、中国の状況を理解することができる良い機会だったのではないか。

張慧玲：私は2回、研修に参加した。ファイナンスリースと無店舗販売だ。個人的な仕事の立場に立って感想を述べると、ファイナンスリース研修と研究会は、政府と企業の架け橋になったと言える。ファイナンスリースの研修では、東京リースなど大手リース業者を訪問した。当時の研修メンバーは許認可を担当する実務関係者も含まれたが、日本の企業から中国の立法内容や規制手法について直接アドバイスをいただくことができた。こちらからは中国の投資制度、法思想や制度を紹介した。これらの交流は、極めて有意義な活動であり、我々の立法活動にとって非常に大きく貢献できると確信している。無店舗販売の研修は、より成果が高いものだった。特定商取引法は中国の現在の状況に非常に良くフィットすると考えている。

土生：事前調査に参加したが、十分な時間がなかったので、市場流通関連法分野に関する調査は不十分だった。プロジェクトデザインでは「市場流通に関連する日本法の包括的な紹介」の一行に過ぎなかった。本日のお話を拝聴して、この分野には一般的な経済法、経済政策を実現する経済的規制、社会的規制を含む経済活動法、連鎖販売等を含む特定商取引法、など非常に多くの分野が含まれていることが分かった。当時、PDMの成果を一行に留めたことによって、かえって商務部側の細かいニーズに応えた活動を展開できたといえる。

中国における市場流通に関連する法律は、まだ50～60%しか整備されていないということが非常に良く分かった。今回の展開の可能性はまだ分からないが、お話を伺った限りでは、非常に大きな波及効果、自立発展性が予見される成果を上げることができたと思われる。可能であれば、今

後この部分における立法計画、立法予定の法令リストをいただけるだろうか？

張：今後の可能性だが、これまでの成果が参考になる。一つは、経済的法律に関連する総括的な紹介、すなわち立法に関する議論・精神の紹介だ。もう一つは、我々の法整備に関連する具体的な日本の法律の紹介だ。中国はこの二年間で、行政許可法と行政処罰法を打ち出した、これは主に政府に対するもので、法に則って行政を進める要望を出した。これまでの社会主義市場経済化は、市場をオープンにする方向だったが、市場が機能しないこともある。その場合、政府の関与が必要になる。土生先生が仰るように、表の内容は、ほとんど経済法に入る。一部民商事法にはいるものもある。それは政府の性格に関係すると思う。私は法整備というものは条文を書くことだけでないと考えている。例えば経済法を制定する場合にはバックグラウンドとして、経済的な理論の理解が必要になる。経済的な発展プロセスの理解が必要である。そして、ある国の法律を参考にすることは、法律の勉強だけでなく、その国の全体的な法体系、経済思想、行政的な思想、民事、刑事の思想を理解することが重要だ。それは、より良く法整備に資する。それによってインパクトも長期間持続するだろう。

1. 来月、市場流通基本法についての研究会を行うが、これは一種の試みである。包括的な分野の協力になるからだ。もし何らかの形でプロジェクトを続けられるなら、これに関連するテーマの比重が増えて欲しい。これまでの協力は特定テーマに集中し、基本法の部分が欠けている。
2. 具体的な各種具体的な法律の整備。具体的にテーマを絞った協力も必要。立法計画と関連するが、17回党大会が終わったばかりで内閣が来年から発足する。したがって立法計画は、現在策定作業中である。したがって以下は、こちらの希望だ。試行された内容については、重点とはならない。商業ネットワーク条例は国務院で審議されているので十分である。来年は、自動車貿易立法を立法計画に入れたい。新車、中古車、メンテ、国内取引、廃棄、リサイクルを規制する法律である。商事取引条例も立法計画に入れたい。二つの関連弁法で施行し十分機能しているので、一ランク上げて国務院レベルの条例にしたい。商取引管理法は、日本では競争法の内容とされている（不公正な取引方法）が、このテーマでも研修ができる。また酒類については、現在商務部の弁法だが、これを国務院の条例にしたい。今後5年間の立法計画に入れたいのは、商品取引市場の法律だ。中国には流通市場、既存の卸売市場は存在している。特定品種だけの市場も形成している（シルク、農産物など）。しかし、これらの市場を管理する法律がない。商務部の弁法としてドラフトが起草されている。これをまず弁法として制定し、数年後に国務院の条例にしたい。また、オークション（競売）、質屋の規制については、80年代に法律を打ち出したが、状況に追いつかない。立法計画に合わせて、個別テーマで活動できれば良いと思う。

土生：経済法は、憲法では認められた営業の自由を一定程度制限するという考えで立法されている。第1に経済政策を実現するための、経済的規制、第2に国民の安全、健康に配慮した社会的規制がある。日本における経済法における一分野である経済活動法は、主に社会的規制を重視した法体系になっている。経済政策を実現するための規制の分野は、規制緩和の波で、統廃合が著しい。多分、中国の場合には、秩序ある市場を構築するための、経済政策を実現するための立法が重要視されているのだろうと思われる。したがって将来的な立法分野では、日本では過去には

法律があったものの、すでに廃止してしまった法律がかなり含まれている。JICA が今後どのように協力が継続するか、私が言う立場ではないが、日本の過去の規制法の紹介を含めて、リソースを生かした協力ができるか、細かく詰めるほうが良いように思われる。日本の市場流通にかかる法律は、経団連が中心となって作成した平岩レポートがある。規制がどの程度あって、どの程度の形で廃止されるべきか、ということをもとめた本である。これは参加になるのではないかな？

張：土生先生から今お話のあった、経済的レベルから社会的レベルにシフトするプロセス自体が大変興味深く、研究に値する。一国の民商事法の変化は出にくい、経済法は常に化する。経済法の変化は一方で、生活の変化、理念の変化を示している。日本の経済活動の法体系の社会的規制へという推移に同感する。中国の市場経済は歴史が長くなく、先進国が歩んだ歴史を避けて通れない。どのような市場流通法体系がもっとも中国に合致しているのか、本腰を入れて研究をしていきたいと考えている。ぜひ時間を頂いて、土生先生のお話を聞きたい。

森脇：土生先生の仰った視点が、このプロジェクトで最も重要だ。私が印象的なのは大店法の規制だ。日本は一時期、規制をして、その後規制を開いたというお話をしてきた。日本の経産省は規制には意味がなく、開放が大事であるという話をする。中国側からは状況に応じて考える必要があって、日本では昔は規制が必要だったはずで、それが今は必要なくなったという意見がでてきた。この議論は難しい、日本も中国を理解する必要があるし、中国も日本を理解する必要がある。これを理解しないと研修ができない。

独禁法についても、独禁法を作るべきだという総論は同じだ。しかし、実際に日本は独禁法を使ってきたのか、と考えると、実際にはそれを使わずに経済政策を優先的に行ってきたという議論が行われたことを良く覚えている。実情に見合った議論を行うことは非常に難しく、しかし意義のあることだと思う。単純に法律の書き方であれば、法律を提供すればすむ。しかし互いに背景を理解して、議論を進めることがこういうプロジェクトでやるべきことだろうと思う。

張：まったく同感だ。日本の経済の変化、取り巻く環境の変化もプロジェクトを通じて理解したい。これも具体的な法整備に役に立つ。これは今後の中国の法体系の変化をある程度予見することもできる。もう一つ付け加えると、研修の際にはどちらかという受身だったが、中国での研究会の際は、こちらでも発表を準備し双方の交流をすることができた。時には意見の食い違いもあり、口論にもなったこともある。しかしこれが逆に互いの背景に対する理解、情報共有を進めることになったと思う。個人的にはこの形が好きである。ファイナンスリース研究会のときは全人代、国務院、人民大学の研究者も参加して食事も忘れて議論したことを良く覚えている。

大久保：今後のことを考えた際に、非常に難しい点が幾つかある。一つは取り扱おうとする法律の分野が多岐に亘る。しかし、これはミクロな個別の法律の集積ではなく、中国の市場経済化のためには、これら全体を統合して理解する必要がある、ということがハードルとなる。それは、これまでの社会主義市場経済の歩みの産物でもあるし、これから数年の未来を見通しながら中国の市場流通体系を理解しなければならない。なおかつ日本の市場流通分野の歩みを理解した上で

議論をしなければならない。これのできる人を探すのは大変だという印象を持つ。出来ないとは言っていないので誤解しないで欲しい。JICA 本部は、まとまりのない個別の法律をバラバラやるのか、という印象を持っている。そうでなく全体をつらなく哲学を把握した上で、且つやれる人は誰か、ということを探す必要がある。それについては、土生先生、森脇先生と後で相談する。

張：十分理解している。中国の状況については、立法白書があり、法体系の変遷が記載されている。必要ならこれを資料できる。ただ、日本側には、日本側の状況の紹介に集中して欲しいと思う。そのほうが容易くなる。全体状況を把握している人は研究機関にいると思う。これまでも一部の講師は特定テーマだけでなく、全体の法体系の紹介をしてくれた。適切な人材を探すのはできないことはないと思う。具体的な進め方の話は改めて行ないたい。

以上

商務部再編後に制定した市場流通関係法令リスト

法律：

独占禁止法

法規：

- 1、 直売管理条例
- 2、 商業特許経営管理条例

部門規則：

- 1、 自動車商標販売管理実施規則
- 2、 中古車流通管理規則
- 3、 酒類流通管理規則
- 4、 抵当管理規則
- 5、 競売管理規則
- 6、 ばら売りセメント管理規則
- 7、 美容理髪業管理暫定規則
- 8、 製品油市場管理規則
- 9、 原油市場管理規則
- 10、 商業特許経営管理規則
- 11、 突発事件生活必需品応急管理規則
- 12、 小売業販売促進行為管理規則
- 13、 小売業供給業公正取引管理規則
- 14、 流通領域食品安全管理規則
- 15、 直売企業保証金納付・使用管理規則
- 16、 直売企業情報公開管理規則
- 17、 直売営業員研修管理規則
- 18、 直売業サービス・ネットワーク管理規則
- 19、 商業特許経営登録管理規則
- 20、 商業特許経営情報公開管理規則
- 21、 再生資源回収管理規則
- 22、 クリーニング業管理規則
- 23、 蚕買付け資格認定規則
- 24、 中央備蓄肉管理規則
- 25、 外商投資商業分野管理規則
- 26、 外商投資賃貸業管理規則

附件：商务部组建以来公布的内贸法律法规和规章目录

法律：

《反垄断法》

法规：

一、《直销管理条例》

二、《商业特许经营管理条例》

部门规章：

一、《汽车品牌销售管理实施办法》

二、《二手车流通管理办法》

三、《酒类流通管理办法》

四、《典当管理办法》

五、《拍卖管理办法》

六、《散装水泥管理办法》

七、《美容美发业管理暂行办法》

八、《成品油市场管理办法》

九、《原油市场管理办法》

十、《商业特许经营管理办法》

十一、《突发事件生活必需品应急管理办法》

十二、《零售商促销行为管理办法》

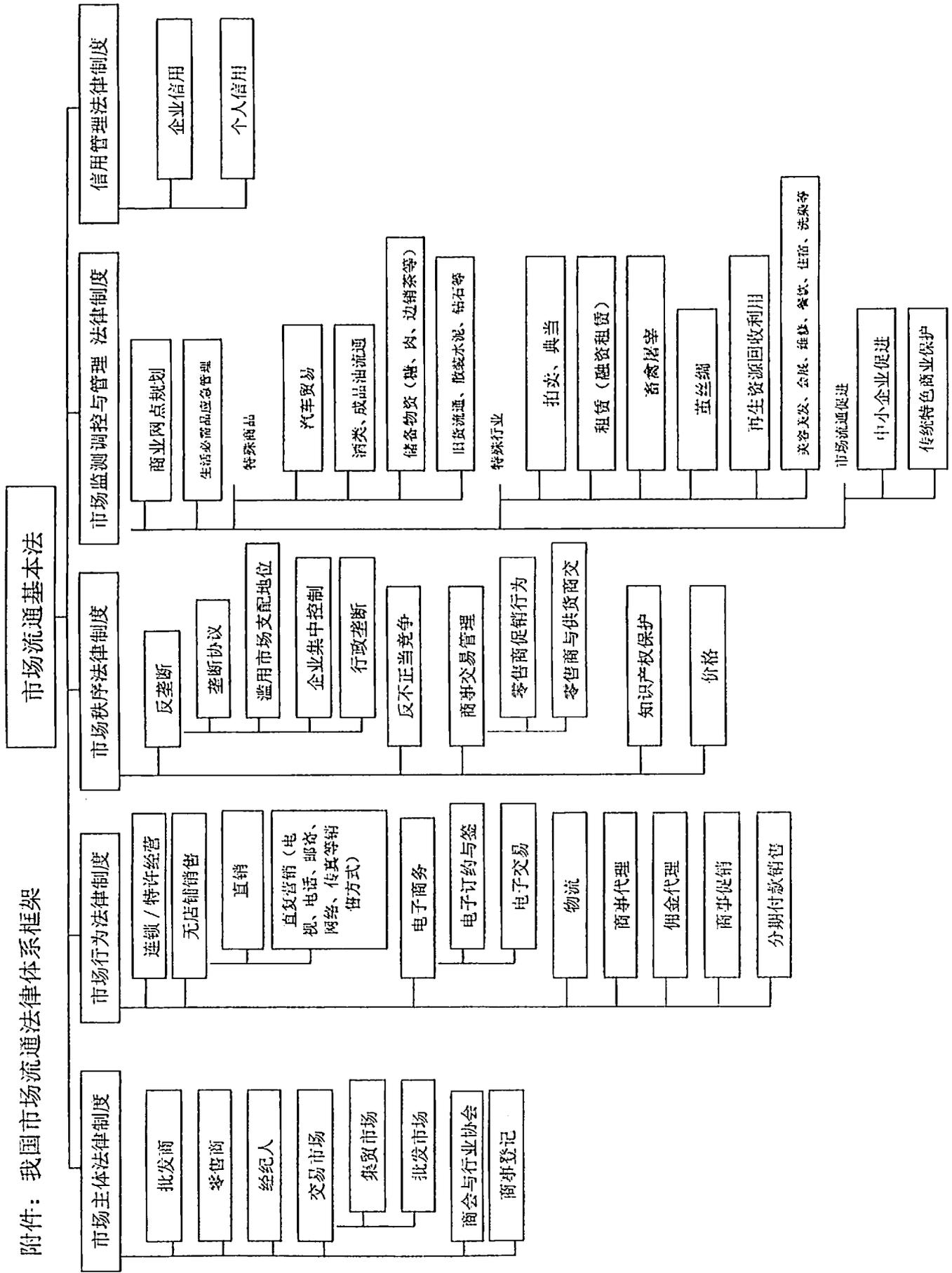
十三、《零售商供应商公平交易管理办法》

十四、《流通领域食品安全管理办法》

十五、《直销企业保证金存缴、使用管理办法》

- 十六、《直销企业信息披露管理办法》
- 十七、《直销员业务培训管理办法》
- 十八、《直销行业服务网点管理办法》
- 十九、《商业特许经营备案管理办法》
- 二十、《商业特许经营信息披露管理办法》
- 二十一、《再生资源回收管理办法》
- 二十二、《洗染业管理办法》
- 二十三、《鲜茧收购资格认定办法》
- 二十四、《中央储备肉管理办法》
- 二十五、《外商投资商业领域管理办法》
- 二十六、《外商投资租赁业管理办法》

附件：我国市场流通法律体系框架



(6) 商務部全国整頓・規範市場經濟秩序指導チーム弁公室との 面談議事録（市場流通法）

日 時：11月23日（金）14：00～15：30

場 所：商務部会議室

参加者：（日本側）土生先生、森脇、三沢、朱（通訳）

（中国側）商務部全国整頓と規範市場經濟秩序指導チーム弁公室 楊軍生副処長、丁燕、
商務部条約法律司市場流通処 張慧玲

土生：＜調査の主旨説明＞

楊：研修、研究会において、JICA、JDS よりお世話いただき大変感謝している。妥当性について、今年7月に信用制度にかかる研修を実施したのは、大変良いタイミングだった。中国政府は今年、社会信用制度の構築に取り組んでいる。9月11日、国務院で社会信用制度構築の合同会議をした。各部署の分担を定め、社会信用制度の構築に本格的に取り組むことになっている。商務部は、商務分野における信用制度構築に取り組むと掲げている。社会信用システムを構築するタイミングで、研修を実施したのは役に立っている。信用制度、管理制度、法律制度を全面的に理解することができた。研修の内容につきましては、経済産業省、全国信販協会、東京大学、全銀協個人情報センター、CIC、帝国データバンクなどなど訪問した。信用情報分野において、極めて中核的な部門を訪問した。企業および個人の信用情報の収集とサービス、信用業の発展状況、法の整備など、すべて本当に知りたい内容だった。日本における個人情報保護、多重債務者の救済、消費者保護など、まったく知らない内容だったので大変参考になった。こうした知識を得ることができて、今後の発展を予測するにもつながる。研修の形式は多種多様で良かった。理論的講義、訪問、文化理解に加え、フリーディスカッションも勉強になった。

効率については、極めて高いと言える。日本の信用制度、法制度だけでなく、生じている問題などについても、全面的に、踏み込んだ理解ができた。

有効性については、効率と同様に成果が高い。経験や手法について、信用制度、多重債務者の救済を初めとする仕組みについて理解した。帰国後にレポートを作成し、部のトップに渡したが高く評価された。

研修で蓄積した知識の啓発もあり、これまでの仕事も踏まえて、7月に、『商務領域信用情報管理規則（弁法）』を公布した。この弁法は中国のビジネス分野の信用情報の収集、共有、ディスクロージャー、維持などを全て網羅する。これを踏まえ、10月1日、ビジネス分野の信用システムを公開した。システムでは、全国各地の主管部門が信用制度を収集し、北京のデータベースに統合している。基本的にライセンス、違法情報すべてわかる。ある程度、システムの構築はできたといえる。20あまりの業務におよび、50万社をカバーしている。

来年は、構築したビジネス分野の情報と、国の他の部署、銀行、品質管理部門、税関などと、情

報の共有あるいは統合を図りたい。現時点での信用制度の整備から見ると、研修での得た知識が貢献している。今後の中国における信用制度の発展は、新たな課題にぶつかるし、踏み込んだ議論が必要になる。今後の中国における信用システムの発展、業務の変化、立法整備の段階に応じて、新たな課題が生じるだろうし、踏み込んだ議論が必要になる。今後も同じ業界の専門家と交流を図りたい。

土生：前向きな評価をしていただいているのでありがたく思う。このプロジェクトの事前評価をした際には、活動の予定は存在していなかった。ただ、プロジェクトの活動が進む中で、商務部のなかから強い要望が出てきて、この活動が挿入されたと聞いている。事前準備の段階、専門家の配置、この分野で、困難を感じたこと。改善点があればお話しください。

楊：信用制度の研修は、JICAでも初めてだったが、我々の希望にほとんど応えられたと感じている。個人信用情報にかかる主な三社のうち、二社を訪問できた。CIC、全国銀行協会個人情報センターだ。企業信用情報については帝国データバンクを訪問した。可能なら個人信用情報を管理する残りの一社、企業情報についても帝国データバンク以外の企業も訪問したい。

研修を通じて、日本の信用販売市場を理解した。中国では信用販売はすべて銀行が行なう。日本ではノンバンク、小売業者、自動車販売業者も参与している。中国は長年国際黒字があり、国内消費は不足する傾向がある。黒字解消と国内消費の促進のためにはクレジットを促進することが重要である。クレジット販売、クレジット消費と関連する法制度について学んだが。今後は可能ならクレジットを取り扱う企業、運営の手法を知りたい。中国でも、状況に応じて、日本のような大量のノンバンクが参加する信用販売のメカニズムを導入できれば、と思う。クレジット販売業者の管理、運営と関連するテクニカルな部分を知りたい。

土生：立法ニーズというよりは、企業のマネジメントの側面から情報を重視しているということか？

楊：研修の際に、法律の大枠について紹介していただいた。今後は可能なら具体的な内容を詳しく紹介していただきたい。クレジットに関する企業のマネジメントも紹介していただきたい。

土生：信用システムは、国有企業形態の活動なのか、政府が立ち上げた活動なのか？

楊：政府がやっている。ビジネス分野の情報の収集、統合をやっている。現時点では政府部門内の情報統合を実現する、次に企業に向けての情報提供を行う。プレミアムな情報を提供している。

土生：日本では研修でご理解いただいたと思うが民間企業が提供している。民間企業のノウハウを政府として行なう情報提供サービスに生かしていくという意図か？

楊：ある程度はそうだ。中国には信用関連業者の協会や銀行協会等がない。日本のように業界団体がリーダーシップを取って情報を収集する形はできない。

中国にもいくつか信用情報サービス提供企業があったが、今ではすべて経営が行き詰っている。企業は情報を提供したくない。一部成功している企業もあるが、それらは地方自治体の大きな支持を得ている。したがって、中国政府の方針は、まず情報を収集、蓄積するルートを構築する、その後で、情報を信用情報提供サービス企業に配信する。そのようにして、信用情報をさらに発展させる意図である。

丁：提言させていただく。信用システムの構築はスタートの段階にある。信用管理についてよく知りたい。引き続き信用をテーマとして進めていただきたい。可能なら研修規模の拡大を要望した。多くの人が参加できるようにしていただきたい。10日間は短い。もう少し長いほうが良い。クレジット商品に特化した、法律制度など踏み込んだ研修ができると中国のクレジット産業の発展に役立てられるだろう。もし可能であればということだが、初めての参加者には一般信用について、詳しい参加者にはクレジット商品に特化した研修が行えると良い。また配布資料は、字が小さい。字を大きく面白く作っていただけると有難い。講義は、テキストだけでなく、実践的な事例をもっと知りたい。スケジュールについて、情報豊かなのは有難いが、ハードなので、昼休みを長くして欲しい。

土生：事前に資料が欲しかったという意見もあるがどうか？

丁：もちろん事前にもらえれば有難い。強いて言えば、到着してすぐ資料にもらったが、後で差し替えがある。

楊：事前に資料がもらえると有難いということは絶対的ではない。研修の受入先は以前から講義を準備していたわけでないだろうから、短い期間で資料を準備するのは難しいだろう。到着した日、に貰えれば十分だ。一日読む時間があればよい。

土生：ご理解いただいて有難いが、この件は教訓としたいと考えている。プロジェクト継続について、JICAの担当者に伝える。

森脇：クレジット産業の発展というのは国家として壮大な計画だと思うが、今後の具体的な時間表はあるのか？

楊：現時点では立法作業の日程には上がっていない。日本に行く前は、これは金融企業の仕事だと思っていた。研修に参加して、金融企業以外の多くの企業が参加していることが分かった。これは我々にとって新しい物事なので、理解するのに時間がかかる。日本の関連情報を踏まえて、実行可能性について論証が必要だろう。論証の上で、立法作業に組み込むのか判断する。

土生：いつごろまでに論証が終わるのか？

楊：今回の研修は地方からの参加者も何名かいたが、クレジットは、国レベルの意思決定に関わる。各部署の責務に関わる。立法は視野に入っているが、どういうタイミングで立法のタイミングに入れるのか、現時点では予断できない。

土生：研修規模の拡大とのことだが、一回何人くらいを考えているか？

楊：毎回十数名の規模で結構だが、回数を増やして欲しい。地方政府の人が、より多く参加できるようにしていただけると有難い。

土生：忙しいのではないか？

張：実際の参加者には、年に何回でも関係がない。ただ、事務局にとっては負担が多い。これまでの経験では、一つのサブプロジェクト2回程度だった。あと1~2回程度で良いのではないか？

土生：上層部に、信用情報サービスの啓蒙をするために時間が必要とお思いでしょうか？

楊：信用システムについて、研修のレポートを通じて上層部にも評価されている。クレジット商品については、以前は何も知らなかった。また研修レポートの重点としなかった。したがって上層部はクレジット商品については情報として十分把握していない。今後、さらに日本の状況について踏み込んだ理解が必要だし、日本以外の情報も必要だ。それを上層部に伝え、最終的な意思決定を行なう必要がある。

土生：少なくとも今回研修に選ばれたメンバーの選定に関しては、適当だったか？あるいは、より上層部の人が行ったほうが良かったとお考えでしょうか？

楊：上層部も必要だし、末端の人も参加する必要がある。中央政府はプラットフォームを作る。方法を固める。実際に行うのは末端の人だ。情報の収集、入力など。したがって末端の人がシステム全体について理解がなければやらない。中央が作ったものだけでは机上の空論になり、機能しない。

森脇：「信用消費」という用語の範囲について確認しておきたい。

楊：一つは、クレジットカードを発行し、消費者がそれで買い物をする。もう一つは日本で言う信販会社、住宅ローン、割賦販売だ。中国では銀行がメインなので、小額の個人向けサービスをやりたがらない。

土生：取引約款という考えは中国にあるのか？信用取引の種類によって業界団体が定めるモデル約款に基づいて約束事を決めることもある。政府がモデル約款を認証するということもあるが、そういうことはありますか？

楊：政府が認可するものはない。業界が出す指導的なフォーマットはある。

以上

(7) 全人代財政経済委員会との面談議事録（市場流通法）

日時：11月26日（月）10：00～12：00

場所：人民公会堂賓館会議室

参加者：（日本側）土生先生、森脇、楊東、三沢、朱（通訳）

（中国側）全人代財政経済委員会 朱小平主任、張鑫、郝亮亮、崔？華
商務部条約法律司 張

朱主任：体制は著しく変化した。中でも立法の役割はますます重要視されてきた。93年以来、体制が根本的な変化をした。計画経済から市場経済にシフトし、法制度も改善された。過去5年間、中国の新しい時代における法体系は基本的に構成された。7つのカテゴリーに分類しているが、その中の主要な法律が形成された。7つの分類というのは国家法、行政法、民商事法、経済法、刑事法、訴訟法、社会法。全体の枠組みからすると7つの中に主要なものではできているが、具体的にみると、民商事法、経済法の中には経済変化が著しいので常に変化する。過去の数年間、証券法、会社法、破産法の改正を行った。とりわけ公司法と破産法についてはプロジェクトでご協力いただいた。これらの法改正には、諸外国の経験、とりわけ日本の経験を参考にしている。プロジェクト参加にあたり、プロジェクト実施のプロセスから勉強した。日本の友人からアドバイスされたが、我々は立法担当部署なので、立法プロジェクトは自ら運営しても良いのではないかと考えた。JICAにこういったプロジェクトの申請を行った。本日は評価であり、コメントを述べたい。

一点目、財政経済委員会としては、全時代の立法を専門に担当する部署である。日常の仕事は、財政経済金融分野における、経済のモニタリング監督、そして経済の正常の運営を図る。委員会の立法活動は主に二つに分かれる。まず立法計画に基づき、一部法案の起草を行なう。過去十数年、立法計画にもとづき、信託法、証券法、破産法、国有資産法など、20あまりの立法を担当した。国务院から全人代に上程された法案の審議については、当委員会で初歩的な審議を行う。立法活動において大きな責任がある。平均5年間で10数本の法律を起草している。

二点目、当委員会は十数年の間、国際組織や、様々な国と良好な協力関係を保ってきた。世銀、ADB、ドイツ、アメリカなどが含まれる。立法活動協力の形は多種多様であり、全般的な経済立法活動に関する協力プロジェクト、個別の法律に関する協力プロジェクト、立法プロセスの中で出てくる課題に対する問題解決のための協力プロジェクトもある。効果は大きく、双方が満足している。

三点目、JICAに新たなプロジェクトの申請を行なっているが、可能であれば総合的な協力プロジェクトにしたい。経済立法、商事立法、金融立法というような全般的なプロジェクトにしたい。当委員会の立法活動への責任は大きいものだ。

現在は、10数あまりの法律の基礎を行っている。その個々の法律のためのプロジェクトを実施す

ると複雑なので、総合的なもののほうが良い。ドイツとも協力をしているが、やはり総合的にやっている。世銀とは個々の法律のプロジェクトをやっており、5～7プロジェクトをやっている。もちろん最終的に、総合的なものになるか、専門的なものになるか、JICAの予算、管理の状況によってかわってくると思う。評価のご担当の皆さんの判断にかかっている。

四点目、全人代としては、ちょうどメンバーが交代し、10回から11回へ新しいメンバーが参加する時期に当たる。新しい内閣によって5年間の立法計画に新たに出てくる。現在ちょうどその立法計画を検討する時期である。その立法計画のなかで、当委員会がどのような立法を起草するか、また他の部署から上程された法案を審議するか出てくる。立法計画は来年5月～6月には内閣で審議が終わる。今後の計画は未決定だが、これまでの作業は途絶えていない。これまでの10数の法律の起草作業をしてきたが、まだ残り3～4が終わっていない。引き続き作業をする必要がある。また時期計画に組み込むべき法律の研究、調査活動を行っている。決まったらすぐ起草に取り掛かる予定だ。

今後のプロジェクトの展開について、立法活動にあたっては、全人代だけでなく、民間の大学の権威ある専門家、国務院などの他の部署にも参加して欲しい。もしプロジェクトを実現できれば、拠点は当委員会の法案室になる。活動のメンバーとしては、21日に参加した鐘副主任、楊副処長、今日は来られなかったが工業交通の担当者であるサイ副処長、それから孫磊さん、彼は金融法律のドクター。また、張鑫さん、ドイツに留学経験がある。

土生：将来的な計画についてご説明を頂き有難うございます。もう少しで3年間の協力が終了する。終了時の評価の目的は、進め方、内容において、問題がなかったか検証すると共に、将来的な課題についてどのように対応するか、考えることにある。

<引き続き調査目的、方法の説明、メンバー紹介>

市場流通関連法に関わる協力は、広い分野をカバーしており、今後の広がりも大きいという印象を受けた。セミナー、研究会、研修をしたが、財政経済委員会の立場から、サブプロジェクトに関わる協力が有意義だったのか、問題がなかったのか、お聞きしたいと思う。その後で、発展性についてお聞きしたい。

この三つのサブプロジェクトでは、公司法と独占禁止法に主に参加した。市場流通関連法については、あまり参加していない。強いて言えば独占禁止法も市場流通分野に入ると考えてはいる。独禁法には最も参加した。公司法のなかではM&Aの研修にも参加した。破産法に関する活動にも参加した。

今回のプロジェクトのメリットは、双方の専門家が直接交流できたことだ。中国の状況を直接紹介できた。日本の専門家は、日本だけでなくアメリカ、欧州の状況を知らせてくれた、中国の参加者は、以前から欧米の資料を勉強していたので、日中の二つの立場から第三者の国の法律を評価するのは、欧米の法律のどこが良くてどこが良くないか判断するのに大変役立った。改正され

た公司法、破産法について評価は非常に良い。これは、いろいろな国の進んだ経験を参考にしたためだろう。とりわけ、法人格否認については、入れるかどうか迷ったが、日本の専門家と話してやることとした。実際に施行されて評価された。

参加については、合わせて三つの方法がある。一つは研究会の参加、二つ目は法律をプロジェクトに組み込んで研究をする。三点目は訪日研修に参加する。郝さんは、独占禁止法の研修に参加した。内部規定では1年間は外国にいけないので、2年目に行った。

企業破産法については、起草は93年からスタートしていた。2006年まで研究し、ようやく全人代を通過した。本プロジェクトでは、二回に亘って関連するセミナーも開催された。

市場流通サブプロジェクトにはあまり参加していないが、この関連分野の法律に注目している。市場経済化において制度面で遅れているのは流通分野だといえる。中国は、計画経済から市場経済にシフトした。以前は計画に従って取引した。市場経済では、市場主体は自分で取引相手を探す必要がある。新しい制度で管理する仕組みが必要。契約法、商品品質管理法、消費者保護法などを制定したが、流通分野全体を統括する法律はまだ存在していない。包括的な法律が必要なのか、別のいくつかの新しい法律が必要なのか、まだわからない。商務部も検討しているが、まだ固まっていない。とりわけ市場主体の信頼性、誠実性を保つ法律が非常に重要だ。私の知る限り日本には関連法規が40数件ある。中国では散在しており、法体系にはなっていない。本プロジェクトではこれらを一つのサブプロジェクトとして進めており、このような形のプロジェクトは継続する必要性が十分ある。

例を挙げると、どのように農産物を都市に持ってくるか？どのように農家の利益を守るか？ということが重要だ。先日アモイに出張した。出張に行く前、人参を買うよう妻にいわれたが、500gで1角以下だった。飛行機で、新聞にアモイでは市政府が人参販売を助ける。アモイでは、1千トンあまりの人参が売れない。単価は6分。これほど安いのになぜ売れないのか？これは流通の問題である。農村のものが都市に持ってこられない。中国では農民組合法を制定して、村と都市の流通を図っているが、効果は限られている。どのようにして農家の利益を守り、農村のものを都市へ、都市のものを農村へ持ってくるか、課題である。

流通分野では、基本法が必要であると思う。日本、あるいは欧米諸国で、どのように課題を解決してきたか、参考にする必要がある。政府は製品がスムーズに市場で流通することを推進しなければならない。生産地と販売地での価格のバランスも取る必要がある。同じ人参でもアモイと北京では20倍あまりある。世界的にも稀な例だ。政府が解決する必要がある。海外の支援がなくとも、流通分野における立法活動に取り組む必要がある。国際的な機関も、グローバルな格差是正に取り組んでいる。国際機関もやがて中国での流通分野における立法活動に積極的に参加してくるだろう。

郝：2006年8月～9月の独禁法研修（大阪）に参加した。講師は大変マジメで資料も内容豊かだった。テキストの内容は、経済的な基本理論、産業の基本理論、独禁法の背景、具体的な判例紹介だった。公正取引委員会では、実際に管理をしている職員と交流をした。日本側としては、日

本が制定してからぶつかった問題、どのように解決したか、ご教示いただいた。中国が抱えている問題についても、いろいろ教えてくれた。研修が終わり、1年たつが、1年1回は資料、関連資料をいただいている。大変役に立っている。今後のアドバイスとしては、できれば、メンバーの構成に基づき、事前に根回ししていただき、事前に資料をいただきたい。

土生：メンバー構成とはどういう意味か？

郝：中国側のメンバー構成だ。メンバーの中に法律をやっている人と経済法をやっている人もいる。講義の中に、経済的基本理論もあり、私には知っている内容なので、不要だった。

土生：事前資料をいただきましたかったという話を他でも聞いたが、独禁法研修の資料は量が多かったとも聞いている。どのくらい前にあれば事前に準備ができたか？資料の多くは、以前に使った資料だと思うので、1週間か2週間前にもらいたかった。

孫：2007年1月に、商務部の公司法整備研修に参加した。10日間だった。メインテーマは、M&Aだった。日本の公司法、とりわけM&A関連の専門家に講義してもらった。まずM&Aの理論について講義を頂いた。次に、実際に各機関を訪問した、証券取引所、著名な弁護士事務所を訪問した。座談会の形式が多かったが、会社法執行にあたっての課題、会社法改定の際に参考にしたことなど、研修は大変参考になった。立法の役に立ったと言える。中国における公司法の執行と比較して大変参考になる内容がでてくる。例えば、三角合併については、今後の公司法改定に大変参考になる。経済関連法律の変化についても理解した。日本では金融商品取引法が改正されたが、先物と証券が含まれている。同じ法律で管轄している。この背景には一方で国際的な立法のトレンドもあるし、日本国内の経済発展のニーズもある。中国の国内立法はニーズがこの段階までいっていないが、示唆に富んでいる。10日しかないのは短い、日本の文化と中国の文化は極めて似ている。日本は市場経済の先進国なので、欧米より参考になるものは多々ある。JICAのプロジェクトは今後の日中双方の協力を促進するにあたって大きな役割を果たすと確認している。

朱：全体的に見ると、5項目の目標はすべて達成していると思う。目標は限られている。要は、どのように評価するのだが、対象であった会社法、破産法は改正され、施行され、海外からも高く評価されている。これもプロジェクトの評価になるのではないか。インパクトについては、中央だけでなく、各レベルでの研修等をおこなっている。裁判所、弁護士向けのトレーニングだが、これは将来的な影響がでてくる。自立発展性についてだが、一国の法制度整備は、留まることがない。プロジェクトは一段落だが、中国は、海外の協力がなくても法整備に積極的に取り組んでいくので、自立発展性については言うまでもないことだろう。

土生：高い評価を頂いて有難うございます。問題点についても助言をいただいたので今後のプロジェクトの際の教訓にしたい。EUの統一市場のケースをみても分かるように、経済交流が緊密になると、それぞれの国の法制度、制度的な調和を目指すものと思われる。すでにASEANでも法制度の調和を図るといふ動きも始まっている。中国は日本にとってアメリカを抜いて第1の貿易、

投資相手国になっている。今後ますます経済関係が緊密になるにしたがって、制度調和のために協力もますます必要性が出てくると思われる。今後の継続の可能性については、具体的にどのような側面のできるか、JICAを交えて詳細を詰める必要がある。

今回、特に、市場流通関連法では、詳細まで詰める時間がなかった。したがって、細かい活動の内容も成果についても、具体的な記述をしないままに活動が始まった。しかし、3年間の協力の終了時点で見てみると、かえって内容を特定しないこのやり方が、互いのニーズと互いの知見の蓄積に見合った協力を、相談しつつ、走りながら実現していくことができたように思われる。JICAのプロジェクトの実施制度には制度的な限界があるが、法整備の分野では、個人的にはドイツ的な包括的な協力の体制を確立することが大切だと感じている。

特に、市場流通の分野では、包括的な市場流通基本法を設立する必要があるか議論する必要があると聞いたが、日本の市場経済体制と中国の社会主義市場経済化の方針は異なるという気がしている。確かに、日本では過去には産業政策という形で、企業の安定的な発展について、国家が方向性を示しつつ、業界秩序を形成したという経緯がある。その部分については、現在の中国の産業政策の方向性と類似している部分もある。ただし、市場経済体制が成熟してきた時点で、日本の場合には憲法によって確保されている営業の自由の原則を前提として、いかにして政府の介入を最小限にして市場秩序を保つか、ということが大きな課題になった。

政府の方向性を示すという産業政策が、日本では事業法と言う形で、様々な規制が過去に作られたが、ある経済発展の特定の時期で、業界が政府に対して、甘えることになり、適正な競争環境のもとで民間としての創意工夫を生み出せないところまで行ってしまった。日本の経済力が世界的に影響をもった時点で、政府による規制が、諸外国からも大きな問題として取り上げられ、日米構造協定を境にして、中国で言う市場流通関連に関する法律の規制緩和が大幅に行われ、中国でこれから立法しようとしている法律でも日本では廃止してしまった法律が多くある。中国では市場経済が成熟する道を辿ると思うが、そのどの段階でどの程度の規制が必要であるか、ということを考えるためには、もう少し詳しく流通の阻害要因について、もう少し調査をすべきではないか、という気がする。この分野では、日本が過去の産業政策として、業界にどのような規制を加え、経済の成熟にともなってどのように規制を緩和したか、という法制史的な経済政策的な紹介をおこなって、中国と共同研究を行うというのも有益かもしれないと思う。

全人代の財政経済委員会として、JICAを通じて協力を継続するとした場合、どのような分野で、具体的にどのような協力が可能であるか。詳細に、分野のプライオリティ、適当なテーマについて教えていただきたい。あるいは、それを決めずに包括的に実施したほうが良いだろうか？

朱：総括的なテーマを決めて、具体的な内容はその都度相談する形が良い。委員会の立法の性格がその理由だが、我々は起草だけでなく、審議も担当するので、経済面の全般的な法律を担当する。したがって、特定の法律だけやっても、全体的なプロジェクト運営に支障がでる。まず総括的なテーマを決め、それから適宜協議する形が良い。具体的には、三つの考え方がある。一つ目は経済立法を行なう方法。中国にとって必要な経済法のすべてをカバーする。もしそれが広すぎるのであれば、例えば商事分野とする。これは細かい行政食の濃いものを除く。あるいは金融分野だけを対象とする方法。今後立法の必要のある法律、改定する必要がある法律をすべて対象とする。これらから一つ選んで進めるのはどうか？

来年、立法計画が固まってから、8～10件が含まれるが、我々に関連する法律をすべて研究できると思う。例えば、企業破産法は出来たが、今後の破産法制の整備のために、個人破産法の立法が必要になる。また現在、先物法の起草を行っているが、もし先物法も立法計画に入れられたら、それも我々のプロジェクトの協力の内容になる。

続いて、ドイツ、アメリカ、世銀、アジア開発銀行との協力の形について紹介したい。まず、セミナー、座談会の開催である。これはある特定の法律をめぐり、法律に関わるか、あるいは起草に当たってのいくつかの課題について双方の専門家が議論する。専門家の招聘にあたっては、外国から推薦の場合もあり、中国からリストアップして提案する形もある。

研修は、法律自体や立法過程での問題について研修する。ドナー国ではなく、第3国で研修をすることもある。

起草担当者、若手職員を派遣して特定の法律や、法律の課題について勉強させることもある。これは短期研修と、長期研修に分かれる。システマティックな法律の勉強は半年～1年間の滞在が必要になる。

4番目の方法としては、ある法律の立法執行全般に関わる人の研修です。地方の全人代の職員も入れて研修をする。海外に行くこともあるし、中国で講義を受けることもある。WTOでは研修は2週間あった。ドイツ、EUの諸国で研修を受け、その後国内で外国専門家の講義を受ける形で合わせて2週間だった。

最後に、法律の通過のためには、全人代の議員向けの研修も必要だ。最終的には議院の評決が必要だからだ。議員向けに、ドイツや日本での研修ができれば非常に役立つ。

もう一つ最後に、双方で予算を出して、例えば設備、書籍購入、資料印刷などに使う方法もある。協力の形式は、以上の6つある。

3点目、ドイツ、世銀、アジア銀行などとの協力プロジェクトは、現時点で終了した。ほとんど同時進行だった。ドナー国から、同時にやってはいけないと言われていたが、立法活動は他の事業とは異なり、各国のエッセンスが欲しい。ドイツはドイツだけの専門家を派遣する。世銀は金融の専門家を派遣する。いくつかの国と同時にプロジェクトを進めてきた。現時点ではやってないが、JICAと継続した場合にも、他の国からも協力の可能性もある。前もってお知らせしておきたい。

土生：ご紹介有難うございます。様々な実施方法をご紹介していただきました。中にはJICAの制度でできる部分と、できない部分がある。例えば、短期・長期研修という意味では、担当職員を派遣して、特定の法律または課題について、短期長期の研修をするということだが、JICA以外に留学生無償プログラムというものがある。これは大使館を通して提供している。このプログラムは相手国の要請に応じて、二年間の日本の大学の修士課程で、その国の特定課題について、中堅官僚が派遣されて研究をするというものだ。JICA以外のスキームも、できる限り紹介したいと思う。将来ニーズ、方向性については、JICAに持ち帰り、どのような側面を切り取れことが出来るか、検討してもらおう。

楊：全般について建設的な助言に感謝する。コメントについては、後ほど連絡する。

土生：2003年からの4年間における、第10期常務委員会の立法計画に基づいて実施された。次の立法計画が出るのは、来年ということでしょうか？

朱：来年3月に内閣が発足する。

商務部：JICA、およびJDSの皆様のご尽力に感謝する。今後とも財政経済委員会の指導者のご支援、ご協力をお願いしたい。

朱主任：補足します。各国との協力形式について説明したが、あくまでもこれまでの実績を説明したに過ぎない。助言にもならないものだ。二点目、新たなプロジェクトを立ち上げるというコメントをしたが、あくまでもアドバイスであり、独自に新しいプロジェクトを立ち上げるか、商務部のプロジェクトのサブプロジェクトの継続として実施するのか、JICAが判断することだ。

以上

(8) 全人代常務委員会法制工作委员会との面談議事録（公司法、独禁法）

日時：11月27日（火）10：00～12：00

場所：人民公会堂賓館会議室

参加者：（日本側）山口大学 土生先生、JICA 中国事務所 渡辺次長、大久保所員、公正取引委員会 田村課長補佐、JDS 三浦、楊東、三沢、（通訳）朱
（中国側）全人代常務委員会法制工作委员会 王清処長、陳揚跃
商務部条約法律司 蔡峻峰

<冒頭説明>

王：全人代法制工作委としては、公司法、独占禁止法に参加した。公司法は研修2人、セミナーには毎回参加している。独占禁止法は5名研修に参加し、セミナー、研究会には毎回参加している。研修はシステムティックな勉強になる。公司法、独占禁止法にかかる歴史、バックグラウンドを、全般的におこなった。セミナーは短期集中。二つとも大変有益だった。研修は系統的で踏み込んだ研究ができる。セミナーはリアルタイムに変化、改定の状況について理解できた。協力を通じて、日本の会社法、独禁法について全般的で踏み込んだ研究ができた。同僚は戻ってから自分の仕事に生かしている。というのは、当委員会は立法プロセスでも外国の経験を参考にしていて、独占禁止法の制定に役立った。05年の改定にあたっては、日本会社法のコーポレートガバナンス、株主の出資方法、累積投票の方法について踏み込んだ研究を行った。日本の法律だけでなく他の国の法律も勉強し、中国の実際の状況にあわせてシステムティックに法律を制定できた。

独占禁止法については、独占行為の種類や、課徴金行為について（中国では10%まで金額を引き上げたが）勉強した。減免制度についても研究した。また日本の適用除外、単独法律における適用除外、独禁法と産業政策との整合性についても研究した。プロジェクトの勉強を通じて、日本の制度は大変勉強になった。立法プロセスは中国の状況に合わせて、諸外国を参考にする。国際ルールにのっとることが可能になり、中国の状況にも合致する。研修とセミナーともに長所があり、大変に役立った。

田村：競争当局としても、中国に独禁法ができたことを喜んでいる。今後東アジアを中心に、競争当局として中国とお付き合いしたい。研修の際に王さんから我々は色々教えていただいた。非常に役に立った。

王：交流は非常に重要だ。

田村：キャパシティビルディングだけでなく、当局としての交流を深めて行きたいと考えている。今後、技術支援をどうするか、今回のプロジェクトをどうするのか、延長をどうするのか？ということを通じて事前に質問を送らせていただいた。

質問 1. 今回、3年間の協力し、成立し、こういった側面で、最も効果が期待されるか？独禁法成

立の背景、なにが問題で、どうするために制定したのか、というコンテキストを知りたい。

王：93年に既に不正競争防止法を制定している。市場の正常な競争をはかる法律だ。不正競争法でも独占禁止にかかる法律が含まれる。価格法でも価格面での独占協議に関わる内容がある。経済の発展に伴い、あらたな状況が生じ、新たな課題がうまれている。独占行為に関わる規制は様々な法律に散在していた。正常な市場秩序を守るために、10数年前から研究を始め、ようやく全人代の立法プロセスに入ったということだ。

質問 2. 8月までの具体的な手続、作業はどんなものか？

王：どの国でも同じだと思うが、独占禁止はあくまでも原則だ。今後は周辺の部門規定が多く必要になる。一般的に言う独占禁止ガイドラインを制定する作業量が多いだろう。

質問 2-1. 我々が協力できることだと思うが、8月までにやってしまうのか？時間をかけてやっていくのか？

王：全人代の立法機関は法の制定に取り組む。国務院が行政法規（条例）を、商務部は部門規定（弁法）を制定する。様々なレベルの法規がある。この分野における協力の範囲は大きい。独占禁止法と関わる規定は、多分8月1日までにすべて制定されると思う。それ以降は徐々に整備したり、システムティックにしたりするのだと思う。

田村：行政法規（条例）は全人代も見ることか？

王：行政法規については、全人代で登録、保管する。実務レベルでも普段から交流している。中国の立法法に基づき、国務院は行政法規を制定する権利があるが、必ずしもすべての法律に行政法規が必要というわけではない。

田村：重なる部分の整合性ですが、いずれは整理されるのだろうか、重複してしまう期間はないのか？

王：重複する状況も生じるが、それぞれの立場がある。価格法では、価格をめぐる談合行為を禁止する。独占禁止にかかわらなければ、独禁法と重複しない。不正競争防止法には独占禁止にかかる内容が明記されるが、不正競争防止法は改定される予定なので、今後整合性は高くなるだろう。

田村：近々に改定の予定か？

王：関連部門は改定活動に取り組んでいる。まだ立法機関に上がってきていない。

質問 5. プロジェクト運営に問題があったか？

土生：資料を事前に欲しいという話が出ているがどうか？

王：資料は大変内容豊かで有益だった。できれば事前に提供していただきたい。準備時間があるほうが講義に有効であると思う。

土生：どのくらい前があると良いか？

王：人によると思うが、2週間くらいがあると良い。運営効果は非常に良かった。04年に独禁法研修に参加したが、周到な準備をしていただき、スタッフたちはマジメに準備してくれた。この

場を借りて感謝したい。

田村：組織、執行体制について、どこまで進んでいるか？

王：これは立法プロセスでも議論されてきた。日本には公取みたいな組織があるが、中国は、独占禁止を禁止する法律が、これまで複数の法律内に散在してきた。関連部門は個々の法律に基づいて執行してきた。執行については、これまでの継続性と有効性を守るために、国務院に権利を付与した。国務院が認定した独占禁止法執行の資格を持つ機関が執行に携わることになっている。今後独立した部門が必要か、いくつかの部門が連携しながら各自が執行するか、国務院が判断する。

土生：判断はいつ出るか？

王：よく知らない。

土生：少なくとも8月までには決まると考えて良いか？

王：私もそう思います。

田村：この部分は、今後協力して欲しいというような、ことはあるか？

王：法律は原則的なので、規制、ガイドラインは重要である。今後、国務院の関連部門とガイドラインの制定について協力を進めることが重要である。またガイドラインの整備は、法律の今後の整備にとって有用である。お互いに相乗効果がある。今後ガイドライン整備の状況をいち早く知りたい。今後の法整備のなかで、どういう内容を組み入れたほうが良いか？という仕事に役立つ。とりわけ法の執行に伴って必ず幾つかの問題にぶつかる。将来それを解決するために、規制に組み込まなければならない内容を見つける。今後、独占禁止法に関する協力も非常に必要である。

また、特許法と保険法の改定も我々の業務内容であり、可能であればこの分野でも、協力を展開したい。

田村：独禁法3条で言う、事業者とは、国営企業が含まれるのか？

王：経営者は商品の経営をする企業なので、国有企業も含む。

田村：7条で安全保障に関わる業種について、どういったものを考えているか？

王：法律の中では明記されていない。国の産業政策と関わるので国務院のほう詳しい。

田村：国家安全審査は、独禁法当局と別の機関が行うのか？

王：企業結合に関する独禁法審査と、国家安全審査はまったく異なる審査だ。他国も同じだ。

独占禁止の審査は、独占行為があるかという立場から審査する。国家安全審査は結合によって国の安全に支障をきたすか、という視点で審査する。

企業に対しては独占禁止についての審査だけでなく、国家安全審査も受けなくてはならないという要望を出しているということだ。

田村：51条、行政独占だが、執行機関は法に従った処理とあるが、この法とは何か？

王：個々で言う法は広義のもので、行政監査もあるし、国務院の行政規定も含まれる。

田村：国務院が定める執行機関以外の機関が調査をするのか？

王：競争当局は処理する権利はもっていない、処理してくださいという申請をするだけである。

田村：具体的に調査をする主体は存在するのか？

王：上級機関が自ら調査をするということだ。行政処分を行う。

土生：公司法に関して、2006年1月に執行された。執行について最高法院から司法解釈も出た。本プロジェクトでの活動は、残り研究会、セミナーを1回ずつで終了する。この分野での協力は一段落した感じがあるが、将来的な整合法の問題もあり、どのような協力の方向性があるか、意見を頂きたい。

王：今後の継続的な協力はきわめて重要だ。会社法関連の理論は常に変化している。会社法の研修の際は、まだ改定されていなかった。その後も資料を通じて改定された法律を新しく勉強することができた。今後も常に日本などの新しい制度を参考にしながら、今後の法の整備を図りたい。陳のレポートには多くの新しい内容が含まれていた。全面的に国際的な制度のトレンドを把握するにあたって、継続的な協力が必要である。

渡辺：JICAにとっては、中国に対する立法支援は初めてだった。本プロジェクトは2004年に始まったが、法制工作委員会として、2004年以前に日本との協力、交流はあったのか？

王：分からない。

渡辺：中国が法律を新しく作るにあたって、いろんな国の法律を参考にしているというお話で、日本の法律を勉強して非常に役立ったということだが、2004年以前は協力したかったのに機会がなかったのか？それとも、あるいは2004年以前は関心がなかったのか？

王：04年までも日本の法制度にずっと関心をもっていた。訪問して6～7日間の相互交流はあった。それはきわめて短期間なので掘り下げた研究はできなかった。もう一つの方法は、翻訳資料だけだった。日本語を分かっているひとが資料で勉強していた。文字だけの理解で、条文をめぐる背景、状況について系統的な勉強はできなかった。

渡辺：こういう協力が出来る可能性があるが、やりませんか、日本側から持ちかけたプロジェクトだったが、以前は、文献だけしかなかった交流だったが、実際に専門家と交流するというプロジェクトを実施して、これは全人代としても正に望んでいたことだったという理解で良いか？

王：確かにこの協力の方式は、我々の研究の方式に合致していて効果がある。

渡辺：例えばドイツ等の他の国の協力も、研修とセミナー、研究会などを開催するのか？同じなのか、別の方法があるのか？

王：主に、研修と研究会だ。

渡辺：どこでも同じか？

王：JICAの協力方式は特徴がある。20日間にわたる研修はかなり踏み込んだ研究ができるし、一回だけでなく継続して実施するので多くの人々が訪問することができる。

大久保：日本の法律を勉強するメリットとは何か？欧米の法律を勉強するメリットは何か？

王：立法活動に当たっては、各国の法律を参考にしている。特に日本は中国と同じ大陸系に属するので共通する点があり、必ず日本の法律は研究している。EU、アメリカも入手できる限り全部

研究する。

土生：このプロジェクトは基本的には第10期全人代の立法計画の中で関係する分野で協力をしてきた。来年3月に新たな立法計画が出てくると聞いている。どのような分野で立法計画が出てくるか？

王：私の業務内容ではないので良く和からないが、新しい計画がカバーする範囲は極めて広いと思う。中国の市場経済は成熟する道を辿っている。その各方面の法律、行政、経済のどれも無視できない。

王：JICAには、立法活動に多大なご支援を頂き感謝している。

以上

(9) 国務院法制弁公室との面談議事録(独禁法)

日時：11月27日(火) 13:30~15:00

場所：国務院法制弁公室会議室

参加者：(日本側) 山口大学 土生先生、JICA 大久保主管、公正取引委員会 田村課長補佐、JDS 森脇、三浦、楊東、三沢、(通訳) 朱
(中国側) 全人代財政経済委員会 張要波処長、閻淑栄副処長、他3名
商務部条約法律司 蔡峻峰

<メンバー紹介、調査目的の紹介>

張：私を含め4人は研修に参加し、独禁法の勉強をしたことがある。研修、短期間のもの、長期のものがある。1ヶ月のものもある。大変印象深かった。

日方：<調査の趣旨説明>

張：5項目説明していただいたが、全部カバーされているが、関連し、重複する部分もあると思う。効率性、有効性、インパクトを分けて考えることはまずできない。できるだけ5項目の枠組みの中で感想を述べる。

独禁法研修に参加した。JICA 東京、大阪の事務所を訪問した。タイミングは非常に適切だった。立法作業は2004年にスタートし、今年8月に制定した。プロジェクト実施期間とダブっている。独占禁止法は大変テクニカルなものだ。立法プロセスではオープンなスタンスを取っている。中国の状況に立脚し、幅広く進んだ経験を参考にしている。

プロジェクトの研修に関しては、法制弁公室からの参加者は立法部門、商務部からの参加者は起草部門ということになる。日本における独禁法の制度について、詳しく勉強できた。国際的な進んだ経験を参考にするルートだった。アメリカ、EUの制度についても比較的掘り下げた勉強をした。最終的に採択された法律は、中国の状況に合わせて、世界各国の状況をすべて参考に作った。中国の独禁法の条文を詳しく読めば、日本、アメリカ、EUの全部が出てくるだろう。

内容については、毎回参加し、最終日で研修の評価を行っている。そのときも、いろいろ助言をした。重ねて申し上げる。

JICAには周到な準備をしていただき、専門家の皆様も豊かな経験を有していた。講義の内容も、判例も紹介いただいた。効果は明らかである。短い時間の中で、独禁法の中で深く理解できた。

王：今年の10月大阪と一部東京で研修を受けた。まだ印象が新鮮だが、印象深いのは、法制度の構造は完備されており、内容も豊か、60年の経験がある。実際執行している人たちのマジメさも勉強すべきことだ。

JICAの研修は長期間のものと1週間程度の短期間のものがある。こういった期間に応じて内容を決める必要がある。1カ月の研修では、基本理論だけでなく、テーマをめぐる踏み込んだ研究もできるだろう。ぜひ延長して欲しい。プロジェクトスタート時点はベースになる理念、法の理論

が中心だった。そして2007年8月に公布された。今後は、エンフォースメントをどう指導するか？ガイドラインをどのように制定するか？延長できれば、研修の内容についても、そのような方向に軌道修正して欲しい。

閻：私は2005年東京での市場流通研修に参加した。大店法だった。講師、スタッフも大変マジメだった。やる気もあり、内容もたくさんあった。大店法について、初歩的な理解はできた。実際に、小規模の店、大型店、百貨店も見学した。アレンジ自体は効果的である。アドバイスとしては、まずハードスケジュールだった、勉強したり読んだりする時間はほとんどなかった。ただ後の研修に参加した同僚から聞いた話では改善されたと聞いた。既に研修の評価会で述べた。次の研修のスケジュールは良かった。

田村：競争当局として、おめでとうと言いたい。こういったプロジェクトのキャパシティビルディングだけでなく、競争当局の交流のためにも非常に良いと考えている。関連した質問。強いて日本から学んだと言えるところはどこか？

張：外国の参考にするのは、理念についてのことなので、条文ごとにここが日本を参考にしたというのは難しい。例えば、日本は独占禁止法の中で、業界の中で全体的に適用除外を実施した。そして発展に伴いこういった内容を削除した。中国の場合にはこの内容はきわめて重要である。我々の制定に当たっては日本の状況変化のトレンドも参考にして、特定の業界を対象にして全体的に適用除外という制度をとってない。これは明らかな例だ。しかし世界的に見ると、基本的理念と制度は似通っている。日本だけでなく、他国の法律を参考にして、中国ではどんな法律の枠組みを作ればよいか、自信が出た。

中国の独禁法も、三つの基本的制度によって構成される。独占協議の禁止、市場における支配的地位の濫用の禁止、企業結合の規制など。これは日本だけでなく世界的な独占禁止制度と似ている。日本の独占禁止法を見ていると、中国の独禁法よりも、カバーする範囲が広い。独占だけでなく、不公正な取引についても明記されている。一部の内容は、中国の不正競争防止法の内容と類似している。我々も今後一部の不公正な取引の規制をあらたな法律で規制することを考えている。日本の進んだ経験を参考にしたい。

田村：不公正な取引方法について、日本の経験では、独禁法が制定された当初、カルテル規制、市場支配的地位濫用の取り締まりよりも、不公正な取引方法についての取締りが多かった。これは消費者の利益に直結しており、国民に見えやすいという理由があった。関連する質問だが、不正競争防止法の改正とのことだが、不正競争防止法を改正するのか、それとも独禁法関連法で立法するのか？

張：独禁法は制定されたので、不正競争防止法については、まだ改定の研究段階であり、ドラフトができていない。不正競争防止法を改正するのか、それとも独禁法関連法で立法するのかまだ分からない。ただ、政府は中止しており、商務部が「小売業者と納入業者の公平取引管理規則」は策定した。

田村：不正競争防止法は、工商総局が改定作業を行なうのか？

張：執行は工商総局なので、今後の改訂作業も工商総局が担当すると思う。

田村：今後延長という話があるが、8月に施行される。具体的にどういう作業があるか？8月までにガイドラインを作ってしまうのか？

張：独禁法に関しては、部門規則の制定は重要なので、長期間に亘る作業だろう。8月までに全部終える必要もない。終わる可能性も少ない。世界的に見ても独占禁止法の歴史は立法よりエンフォースメントのほうが複雑であり、条文も法律よりも細則やガイドラインのほうが、内容が多い。ガイドラインの特徴は、エンフォースメントの経験を取りまとめた上でそれを整備することだ。これは中国にとっても同じだ。もちろん、一部のベーシックとなる内容は、法の執行までに明らかにする必要がある。たとえば企業結合の申請基準について、どの程度の規模になると事前執行機関に申請する必要があるか、など。こういったベーシックとなる内容については、8月1日までにははっきりする必要がある。具体的なディテールなものについては、法律の執行に伴って、経験を踏まえて徐々に制定するのが実情にあっている。心構えはできているが、ベーシックなものはわかっているが、詳しいものについては分からない。

土生：これは21条の「国務院の定める申告基準」というものか？

張：そうだ。

田村：ガイドラインの制定協力の場合には、だれを対象として協力をするのか、という問題だが、ガイドラインは、国務院もチェックするのか、それとも商務部やSAICが制定して閉じてしまうのか？

張：中国の立法法に基づき、レベル分けをする。国務院の法制弁公室がチェックするが、部門規定は省が作るが、国務院で登録する。公取には多数の細則があるが、これは公取委が作成するのか？上級の機関に登録するような仕組みがあるのか？

田村：幾つかの種類があり、「告示」、不公正な取引方法の具体的な内容。これは各省庁の根回しをして官報に載せるので登録されたといえる。「指針」は公正取引委員会が自ら策定する。実際には経済産業省、業界の意見を、意見照会、パブリックコメントを募集してから制定する。執行の運用については、運用の指針を外に出しているという位置づけだ。

張：中国の状況は恐らく同様だ。

田村：ガイドラインの中で、行政法規にあたるものと、部門規定に当たるものとどのように分かれるのか？

張：制定する主体によって種類が分かれる。国務院が制定するものは行政法規だ。行政法規は、一般的に国務院命令。部門規定は大臣令。

森脇：ふるいわけの仕方というのは、ないのか？

張：法律の規定によって決められる。「企業結合は国務院の定めた基準によって」と書いてある。

これは国務院命令になる。法に書いてないものは執行によって判断する。

土生：法律中に国務院が定めると書いてあるのは執行機関のほかには、企業結合の申告基準だけだが、国務院が定めるものはこれだけと理解してよいのか？

張：法の中ではっきりしているのは、これだけです。他には執行機関は国務院が定める。独占禁止法の執行細則は、執行機関が制定することになる。

森脇：新しく国務院が作る独占禁止委員会はどんな役割があるのか、ここがルールを作ることはあるのか？

張：独占禁止委員会は正式に立ち上がっていない。その準備段階だ。位置づけについて私も予断ができない。権限については、はっきりしている。これは既存の部所ではなく、独禁法の法律の内容に応じて作ることになっている。

大久保：来年の8月までにわかるのか？

張：原則的にはそうだ。

田村：第3条、経営者の定義として、国有企業は含まれますね？

張：この質問は、評価の内容を超えていると思うが回答する。経営者の定義について、所有制度で区別しない。すべての企業は含まれる。

大久保：延長に当たり、今後の協力の内容が何になるか、ということを明らかにするために質問しているのでご理解いただきたい。

田村：7条、安全保障にかかわる分野とは既にあるのか？

張：安全にかかわる分野は特別に保護するが、この業界が不公正な取引ができるという意味ではない。このような業界でも公平に取引をしなければならない意味を有する。

土生：評価の目的は、延長の合理的な理由を把握する必要がある。王さんから、法律だけでなく、突っ込んだところで交流するということだったが、もし延長する場合には、どの部分をカバーして欲しいというような具体的な要望があるか？

張：具体的に二つ。法の執行。執行機関がはっきりしてない。確定に伴って具体的な議論が必要だろう。もう一つは細則ガイドラインの制定。細則も規則も国務院は責任を負っている。この部分での協力は必要だ。

研修は時間が短かったので法律だけを勉強した。ガイドラインや指針を出しているので、これらについての掘り下げた勉強が必要だ。今後も協力するとしたらこの分野での協力が必要だ。

土生：日本以外にドイツなどからも具体的な協力を得ているのか？

張：対外協力の幅は広い。EU、アメリカとの交流を広げている。

具体的には、アメリカ、EUに行くのか？

張：国務院は、プロジェクトはないが、商務部がEUと協力している。

商務部：商務部は法律制定において、対外交流の窓口になっている。とりわけ独占禁止法プロジェクトに関しては、国務院の参加をえて、独占禁止法の制定に協力してきた。法律は既に公布され、来年執行されるが、今後、具体的な行政法規、ガイドラインの制定になる。商務部は立法プロセスの中で経験を積み重ねてきたので、国務院の指導のもと、ガイドラインの制定に取り組み

たい。今後協力できれば、ひとつは、国務院のガイドライン、細則の制定にかかるものであり、もうひとつは法の執行に関するものとし、ぜひとも公正取引委員会との経験を学びたい。

田村：公正取引委員会としても、中国の当局と協力関係を作っていきたい。

大久保：JICA が初めて行った法律整備プロジェクトである。3年後、高い評価を頂いて有難いことだ。今後は、中国の発展が高まる中、法律分野での協力ニーズがあり、意義がある。延長については前向きに検討したい。他の法律の分野でも協力できるように努力したい。

張：JICA の中国における協力範囲は広いし、法整備協力は初めてだし、ごく一部だと思うが非常に有意義である。この分野での協力を推し進めて行きたい。我々もあらたな法律に関する協力をするのか、商務部の現在のプロジェクトを継続するのか、今後商務部と協議したい。

以上

